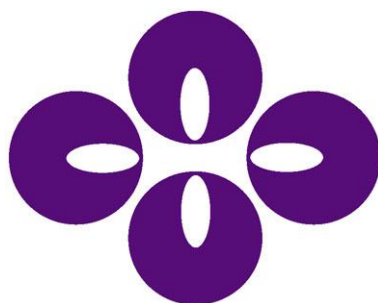


# 一般廃棄物処理基本計画

(中間見直し版)



令和8年3月

甲 州 市



# 目 次

## 第 1 部 ごみ処理基本計画

第 1 章	ごみ処理基本計画の策定趣旨	1
第 2 章	ごみ処理の現状と課題	6
第 3 章	ごみ処理の将来像	24
第 4 章	基本施策	34

## 第 2 部 生活排水処理基本計画

第 1 章	生活排水処理基本計画の策定趣旨	40
第 2 章	生活排水処理の現状と課題	43
第 3 章	生活排水処理の将来像	55
第 4 章	基本施策	63

## 第 3 部 資料編

第 1 章	地域の特性	71
-------	-------	----



# 第1部 ごみ処理基本計画



# 第 1 章 ごみ処理基本計画の策定趣旨

## 第 1 節 計画の目的

令和元年 6 月に、甲州市（以下「本市」とします。）を含む山梨県、埼玉県、長野県、東京都の 4 都県 12 市町村にまたがる秩父多摩甲斐国立公園を中心とした「甲武信地域」がユネスコエコパークとして登録が決定されました。このエコパークの本市エリア内には、大菩薩連嶺をはじめとする秩父山系の山並みが連なり、大菩薩峠から連なる柳沢峠を分水嶺として、北は広大な山岳地帯が広がり、柳沢川、一之瀬川が奥多摩へ流れ多摩川水系の源流地帯となっています。南は山岳部と平坦部との間に重川、日川及びその支流によって形成された複合扇状地が広がっています。市街地の南西部の標高 330m から大菩薩嶺（2,057m）がある東部や北部の山岳地帯まで標高差のある地形になっています。本市の西部から南部にかけては山梨市及び笛吹市、東部は大月市、北都留郡丹波山村及び小菅村、北部は埼玉県秩父市に接しており、都心から約 100km 圏内に位置しています。

本市のごみ処理は、平成 29 年 4 月から笛吹市境川町の新ごみ処理施設「甲府・峡東クリーンセンター」で行われています。同施設では、甲府市、笛吹市、山梨市及び甲州市の 4 市のごみが処理されています。

一方、本市の生活排水処理は、現在、甲州市し尿処理場で塩山地区と勝沼地区の一部のし尿処理を行い、残りの勝沼地区と大和地区の一部のし尿は青木ヶ原衛生センターに処理委託をしています。今後は、下水道等の整備に伴いし尿が減少し、浄化槽汚泥が増加することが想定され、これらに即した体制の充実が求められています。

このような状況を踏まえ、本市では、平成 22 年 3 月に策定した「一般廃棄物処理基本計画」について、ごみ処理に係る中長期的・総合的な方向性を明らかにするとともに、ごみの減量化・再資源化に向けた目標値と市民・事業者・行政の役割を示し、ごみの減量化・再資源化を推進してきましたが、前計画が令和元年度に目標年度を迎えることから、本市の一般廃棄物処理における今後 10 年間の指針として、本計画を新たに策定しました。

なお、策定にあたっては、「第 2 次甲州市総合計画」、「第 2 次甲州市環境基本計画」に掲げるまちの将来像・環境像とこれまでの取組成果、市民・事業者との協働を踏まえるものとします。

第 1 部では、一般廃棄物の中でごみ処理に関する事項を整理します。

## 第2節 計画策定の必要性

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）の規定に基づき策定するものです。

なお、この計画は、中長期的視点に立った市町村の一般廃棄物処理の基本方針を示しており、ごみに関する部分（ごみ処理基本計画）と生活排水に関する部分（生活排水処理基本計画）とで構成されています。

## 第3節 計画の位置づけ

本計画は、将来にわたってごみを適正に処理するためのあるべき姿であり、本市におけるごみ処理のマスタープランとなります。つまり、ごみ処理を計画的かつ適正に行うための根幹として重要な意義を持つものです。

具体的には、ごみの発生・排出抑制から再資源化、収集運搬、中間処理、最終処分に至るごみ処理に関する全ての体制や施策を包括して定めるものです。また、本計画においては、まちの将来像及び環境像を具体化する、総合的な一般廃棄物施策について定めます。

一方、本計画の上位計画としては、本市のマスタープランである「第2次甲州市総合計画」、「第2次甲州市環境基本計画」があり、国や県等の関連計画と整合を図るものとします。さらに、本計画の推進により、プラスチックごみによる海洋汚染問題など地球規模の環境問題の解決に繋げることで、国際的な目標であるSDGs（持続可能な開発目標）の達成に貢献していきます。

計画（ごみ処理基本計画）の位置づけを図1-1に示します。

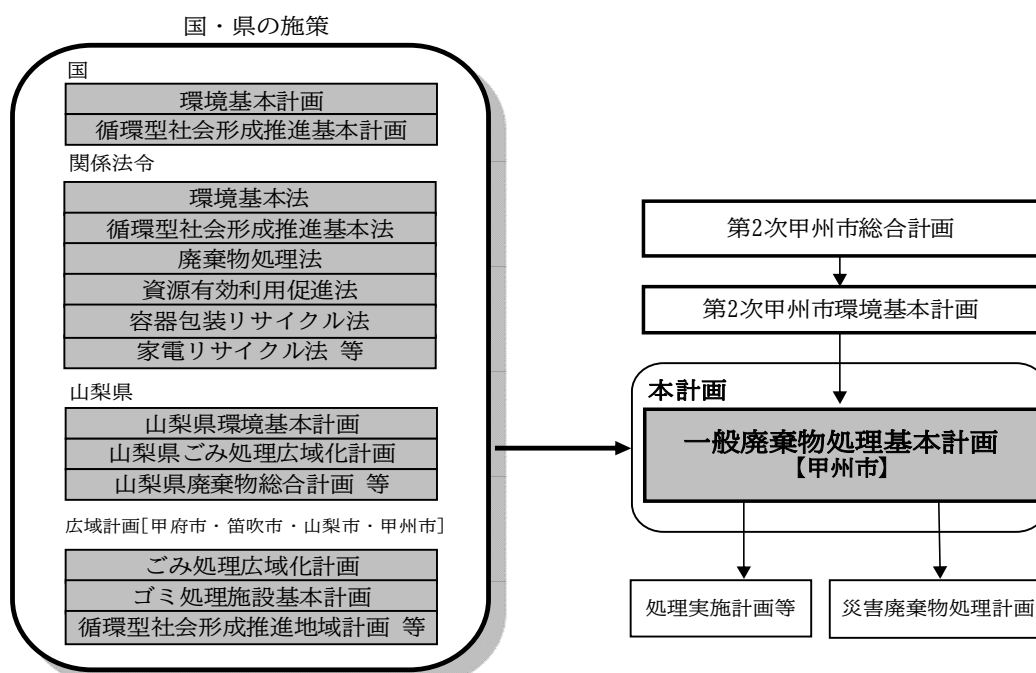


図1-1 計画（ごみ処理基本計画）の位置づけ

## 第4節 計画目標年度

本計画は、中長期的視野の展望に立った計画であることから、令和2年度を初年度、令和11年度を目標年度とする10年間の計画とし、制度の改正や廃棄物処理を取り巻く社会情勢が変化した場合などは、数値目標や施策などについての達成度や各々の取組の進捗状況を踏まえ、令和7年度には本計画の中間見直しを行うものとしています。

計画目標年度を図1-2に示します。

計画目標年度：令和11（2029）年度

年度	R2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
内 容	← 計画期間 →									
	基本計画開始					中間見直し				計画目標年次

図1-2 計画目標年度

## 第5節 計画対象区域

本計画の計画対象区域は、本市の行政区域全体とします。

本計画の対象区域を図1-3に示します。

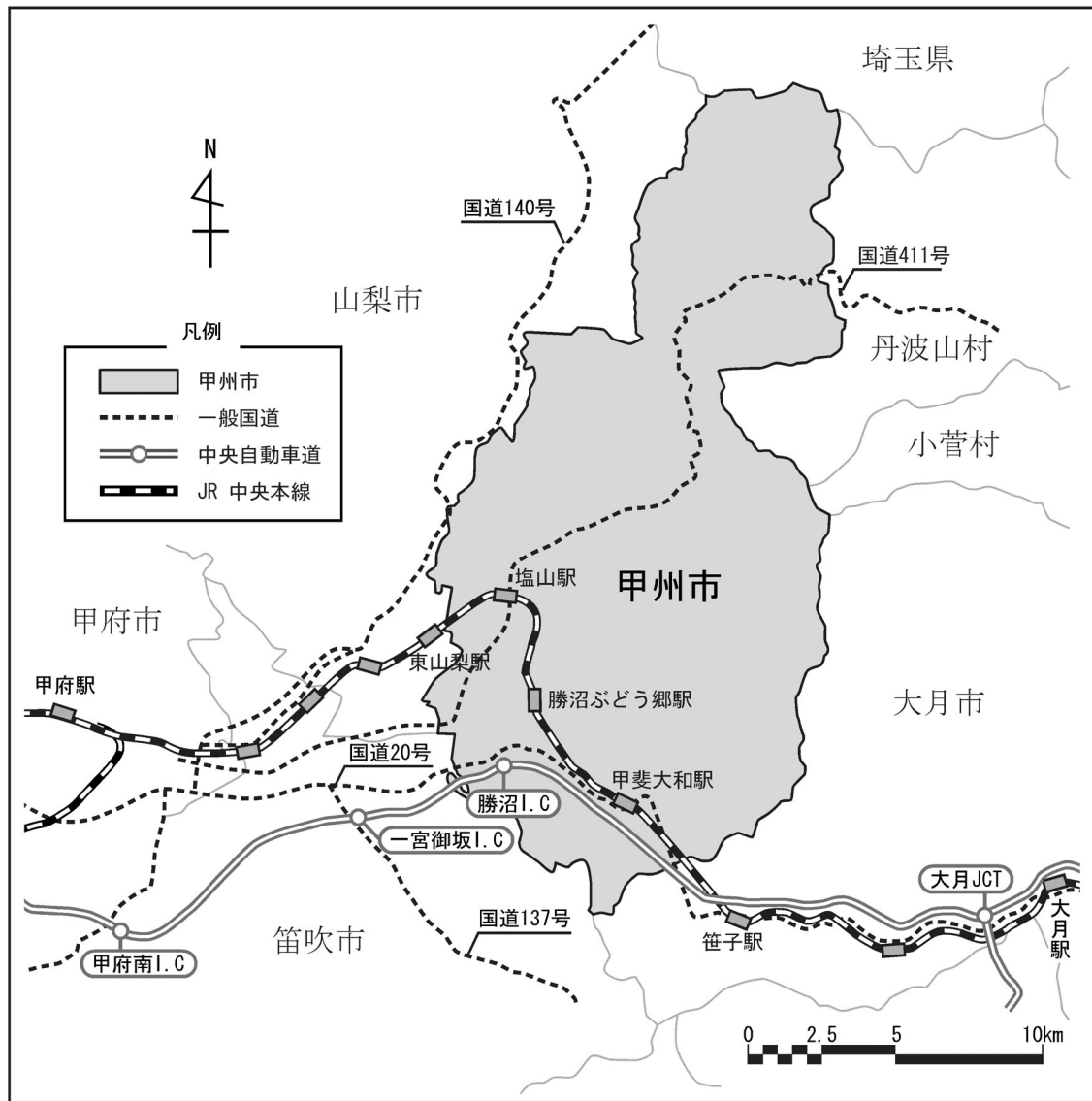


図1-3 計画対象区域

## 第6節 計画の策定手順

本計画では、図1-4に示す手順でごみ処理システムの検討を進めます。

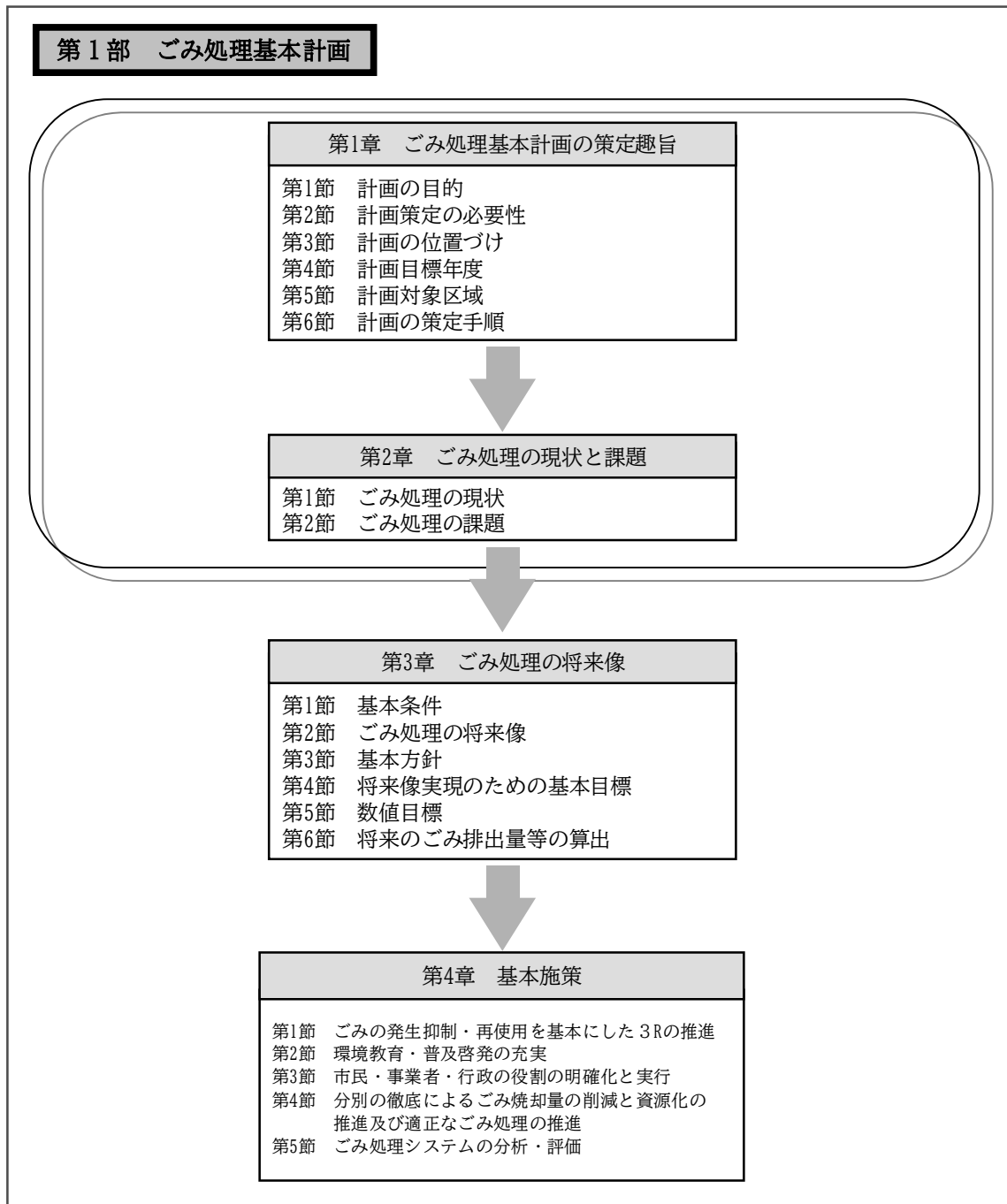


図1-4 計画（ごみ処理基本計画）の策定手順

## 第2章 ごみ処理の現状と課題

### 第1節 ごみ処理の現状

#### 1. ごみ処理体制

本市のごみ処理の実施体制を表2-1に示します。

家庭系のごみは、ごみの分類を設定し、委託業者により収集を行っています。ステーションから収集された可燃ごみについては、「甲府・峡東クリーンセンター」で処理されています。

可燃ごみ以外の不燃ごみ、粗大ごみ、有害ごみ、資源物については、収集から処理・資源化、処分までの過程を民間業者に委託しています。

また、事業系ごみ（可燃ごみのみ）については、民間業者により収集され、甲府・峡東クリーンセンターで処理されています。

可燃ごみの最終処分については、平成30年11月に、笛吹市境川町に山梨県内市町村の一般廃棄物を対象とする一般廃棄物最終処分場「かいのくにエコパーク」が完成し、同年12月より処理を行っています。

表2-1 ごみ処理体制

区分	収集運搬	中間処理	最終処分
家庭系燃えるごみ・粗大ごみ	民間業者へ処理委託	甲府・峡東クリーンセンター	かいのくにエコパーク
家庭系燃えないごみ・粗大ごみ、資源物	民間業者へ処理委託		
事業系可燃ごみ	民間業者へ処理委託	甲府・峡東クリーンセンター	かいのくにエコパーク

## 2. ごみ処理の流れ

本市のごみ処理の流れ（令和6年度）を図2-1に示します。

家庭系ごみは大別して5品目、事業系ごみは可燃ごみのみの1品目を市としての処理範囲とし、甲府・峡東クリーンセンターや民間施設にて処理を行っています。

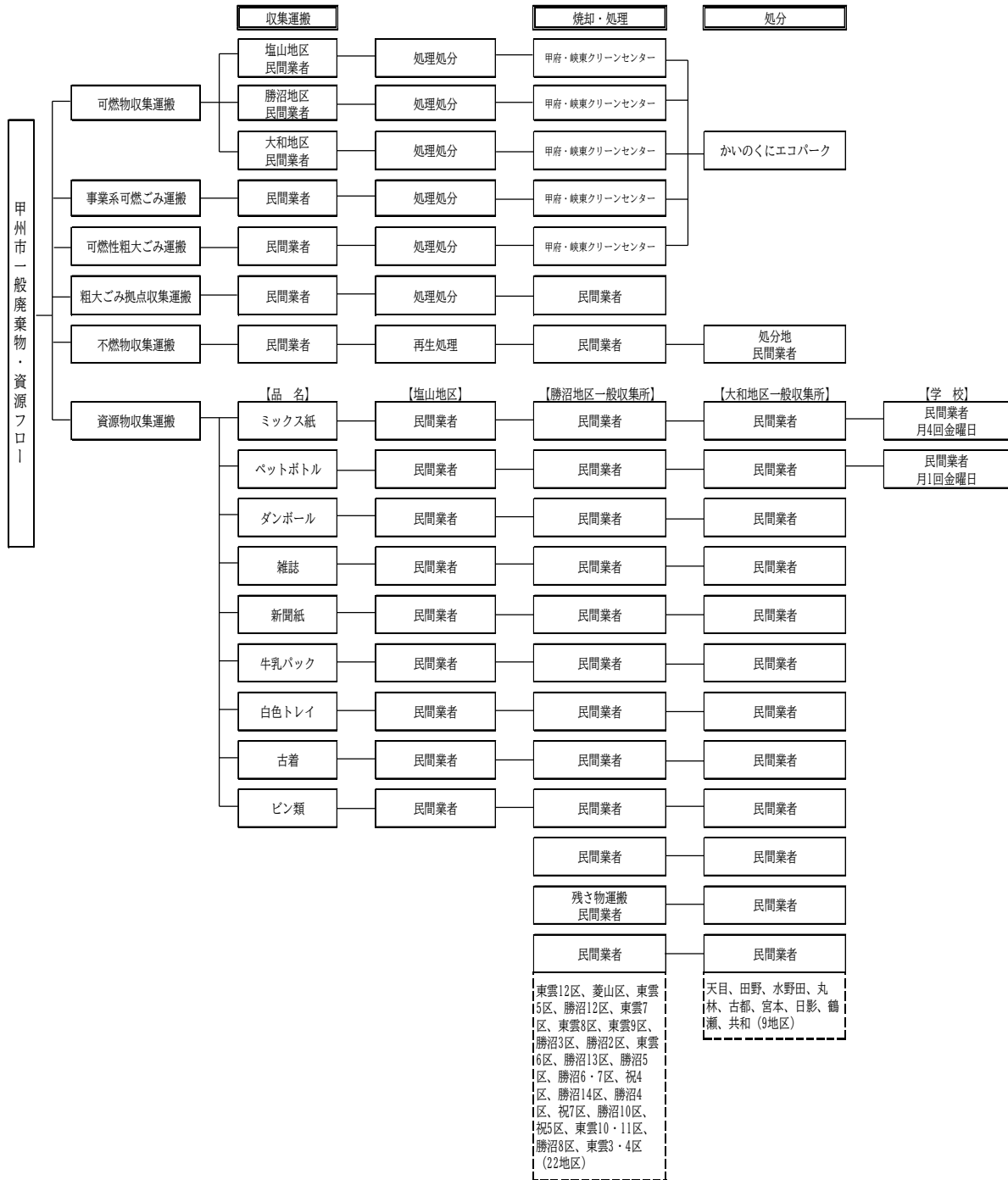


図2-1 ごみ処理の流れ（令和6年度）

### 3. ごみ収集方法

本市の家庭系可燃ごみは指定袋制により、その他のごみは透明・半透明の袋で収集しています。なお、家庭系粗大ごみについては、甲府・峡東クリーンセンターへの直接持込、また、定期的に市役所駐車場等を排出場所とした拠点回収を行っています。

本市で収集・処理を行わない家電 4 品目や特殊ごみ等につきましては、窓口を設け、相談に応じています。

### 4. ごみ処理経費

令和 6 年度のごみ処理経費内訳を図 2-2 に示します。また、令和元年度から令和 6 年度における本市のごみ処理経費の推移を図 2-3 に示します。

令和 6 年度の市民 1 人当たりのごみ処理経費は、約 11,487 円となっています。ごみ処理経費を経年的にみると、令和 2 年度に最大値を示し、令和 3 年度から令和 6 年度にかけて微増傾向を示しています。

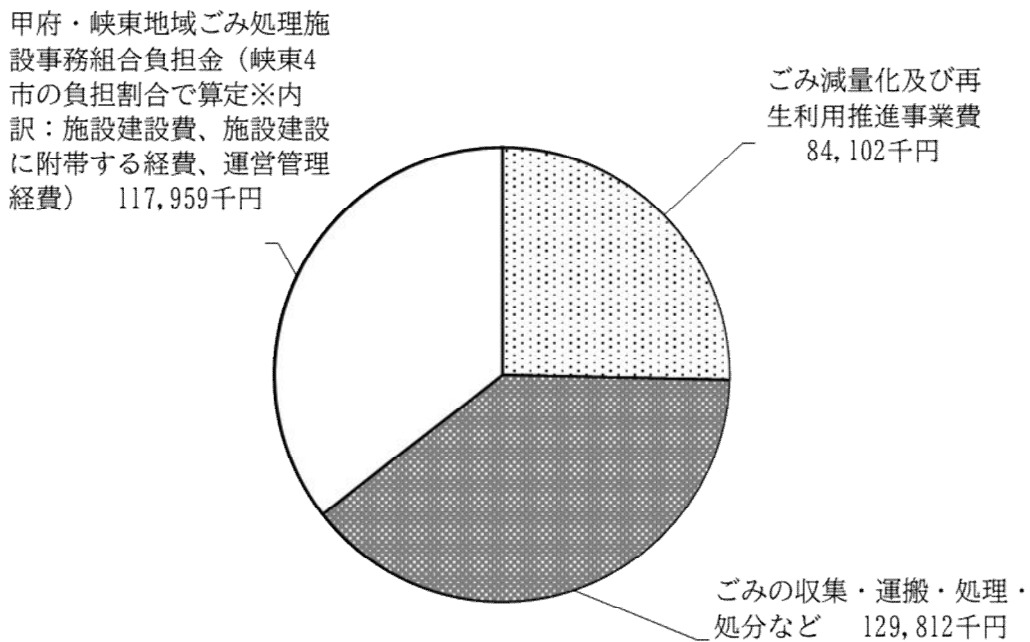
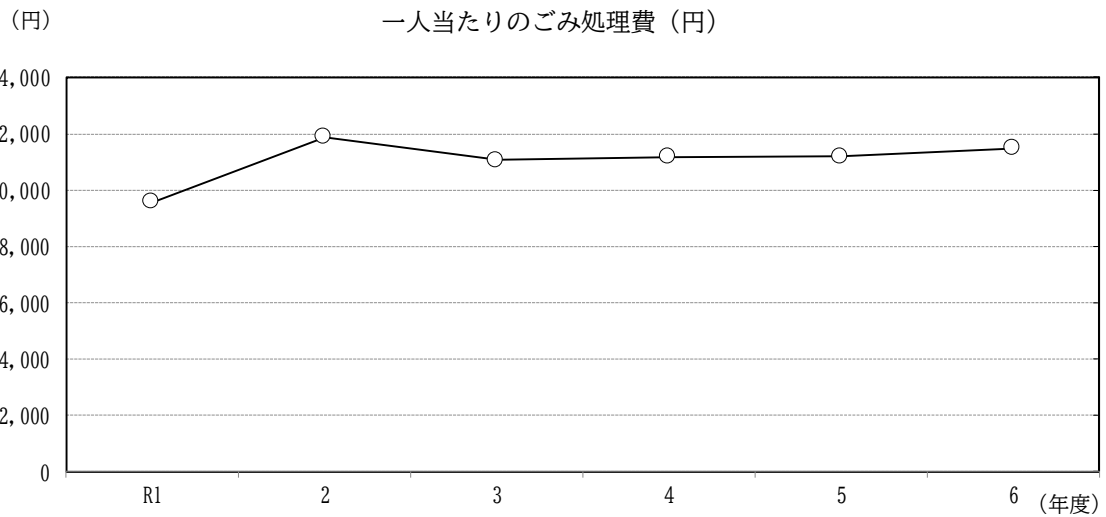
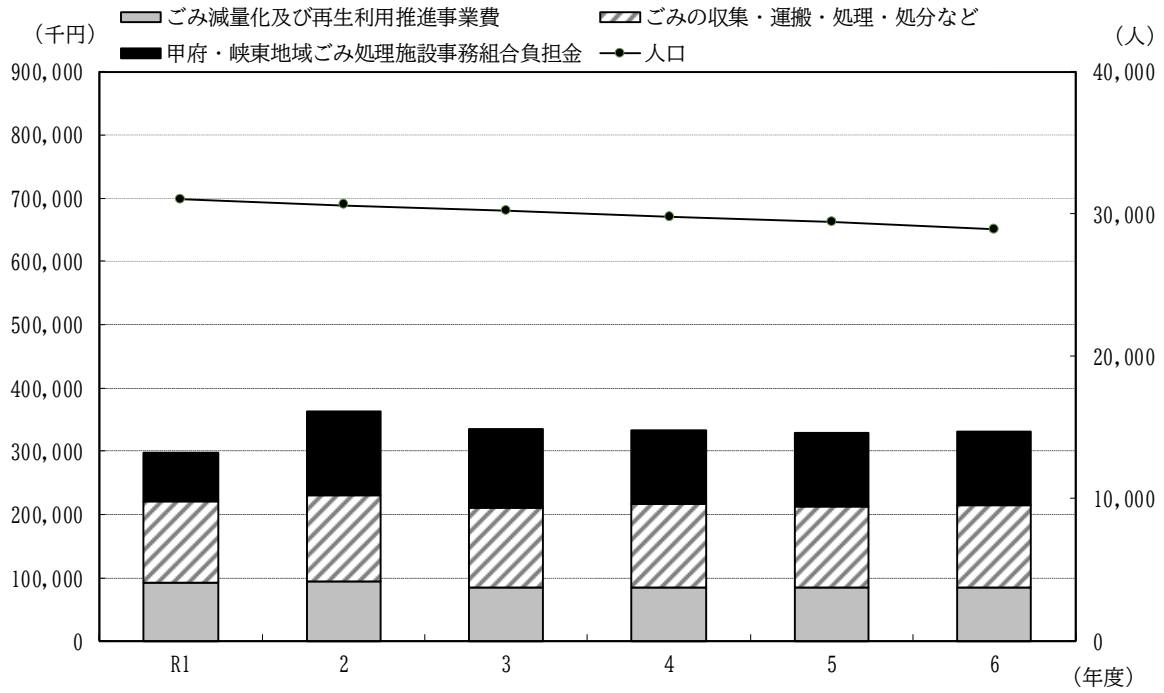


図 2-2 ごみ処理経費内訳（令和 6 年度）



区分 \ 年度	R1	2	3	4	5	6
人口 (人)	30,990	30,609	30,222	29,775	29,411	28,892
ごみ処理経費合計 (千円)	296,836	363,561	334,133	332,518	329,010	331,873
ごみ減量化及び再生利用推進事業費	92,577	93,472	84,097	85,095	84,254	84,102
ごみの収集・運搬・処理・処分など	128,727	136,579	127,574	131,416	129,390	129,812
甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合負担金	75,532	133,510	122,462	116,007	115,366	117,959
一人当たりのごみ処理費 (円)	9,578	11,878	11,056	11,168	11,187	11,487

図 2-3 ごみ処理経費の推移

## 5. ごみの発生量の実績及び性状

### 1) ごみの種類別発生量

ごみ種類別発生量の推移を図 2-4 に示します。

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う外出規制等の影響により、家庭系ごみは令和 2 年度に最大値を示しており、事業系ごみは令和元年度に最大値を示しております。

外出規制の緩和以降は、家庭系及び事業系ごみともに減少傾向を示しております。

なお、ごみ総排出量は令和元年度から減少傾向を示しております。

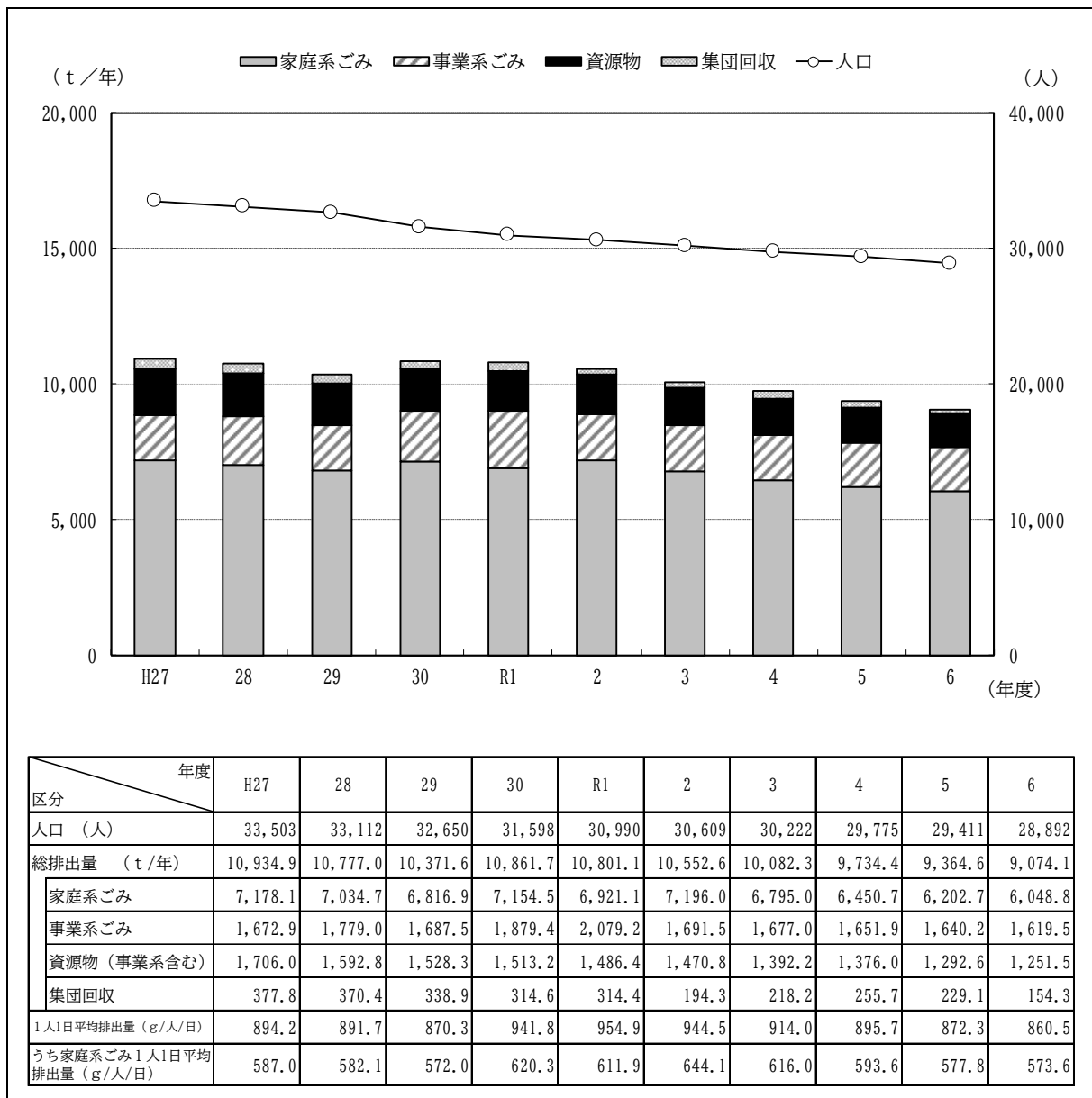


図 2-4 ごみ種類別発生量の推移

## 2) 甲府・峡東4市のごみの排出量の比較

甲府・峡東4市のごみの排出量の状況を図2-5に示します。

令和6年度のごみの1人1日平均排出量は以下に示すとおり本市は、4市の中では1番少ない状況です。なお、家庭系ごみの1人1日平均排出量は、4市の中では2番目に多い状況です。

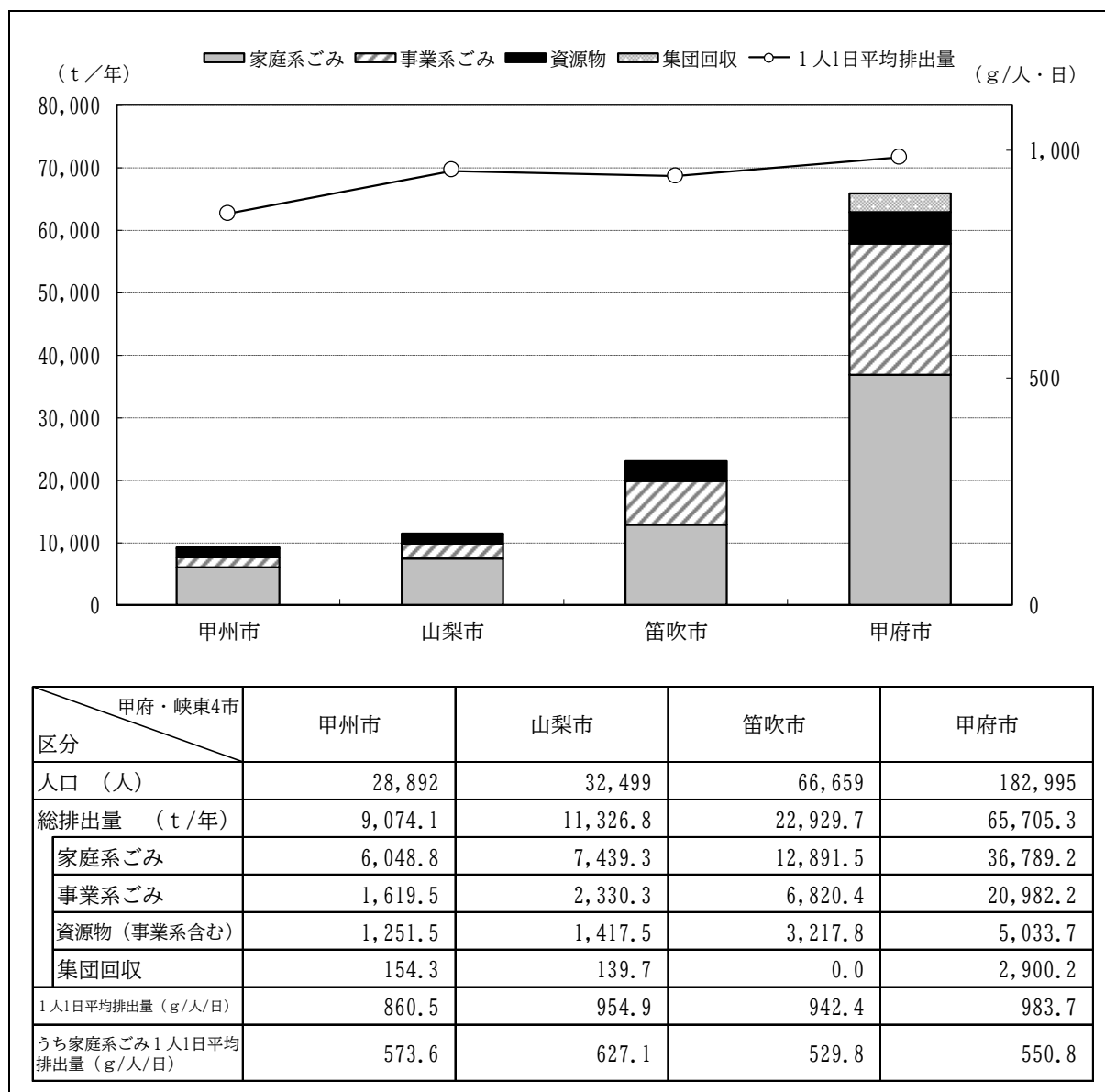


図2-5 甲府・峡東4市のごみの排出量の比較

### 3) ごみの種類別性状

甲州市し尿処理場で令和6年度に調査した可燃ごみのごみ質分析業務結果の状況を図2-6に示します。

可燃ごみの中には、紙・布類及び厨芥類が全体の8割近く(乾重量基準)含まれており、また、プラスチック製品等で構成される合成樹脂、その他プラスチック類(以下「その他プラ」という。)も全体の2割近く含まれているため、それらが資源として有効に活用されるよう、今後ごみの分別を徹底し、資源化を促進する必要があります。また、ごみの成分分析の結果は、水分が約半分を占めています。

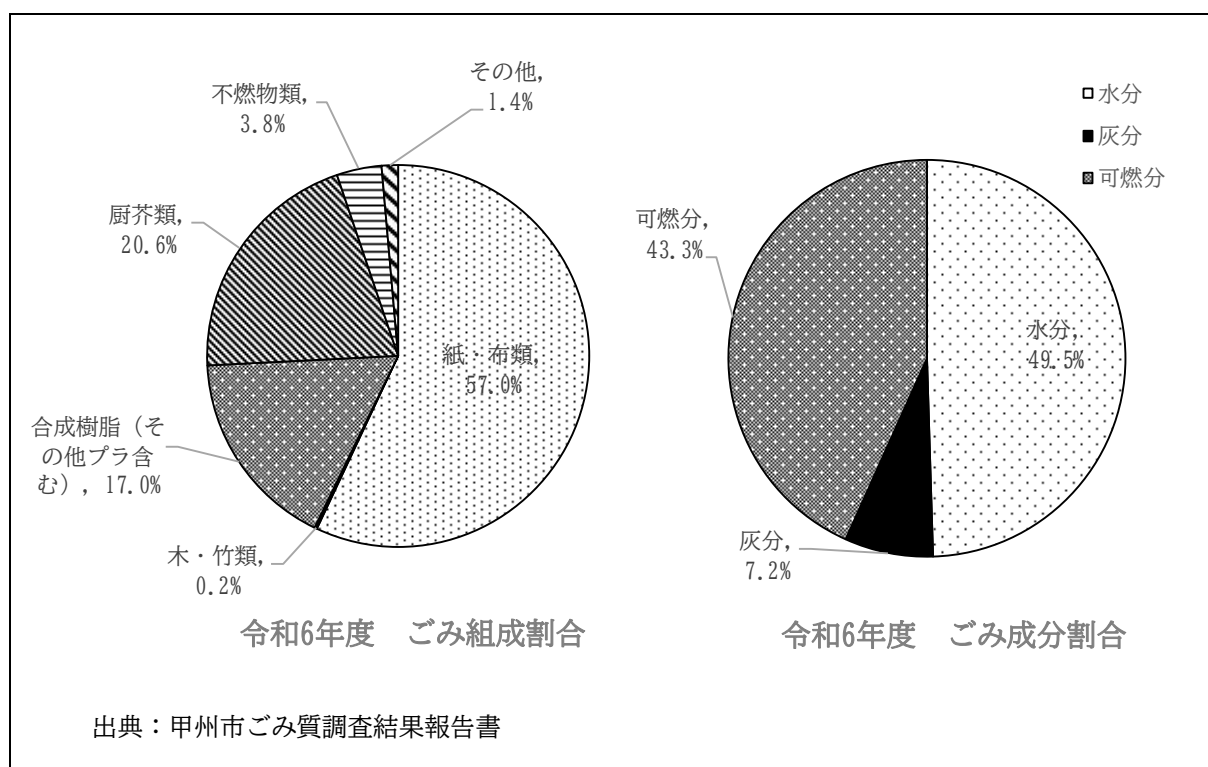


図2-6 ごみ組成割合と成分割合

## 6. ごみの減量化・再生利用の実績

### 1) 市民による発生抑制・再資源化

本市では、生ごみ処理器等（電動生ごみ処理機、コンポスター）の購入助成によりごみの減量化を図っています。

補助金制度の概要を表 2-2 に示します。

令和 6 年度の制度利用状況は、電動生ごみ処理機については年間 30 件、コンポスターは年間 25 件であり、今後もこの制度の普及拡大を図る必要があります。

表 2-2 生ごみ処理器等の購入助成制度（令和 6 年度）

区分		内容
補助対象者		市内に住所を有している者
補助額	電動生ごみ処理機	補助率：2/3 限度額：30,000円
	コンポスター	補助率：2/3 限度額：7,000円

次に本市の有価物団体回収事業として、PTA、育成会、自治会等の自主的な活動に対し報奨金を交付しています。

令和 6 年度の報奨金支払い対象品目、回収量、金額実績を表 2-3 に示します。

表 2-3 有価物団体回収事業実績（令和 6 年度）

回収品目	新聞、雑誌、牛乳パック他、ダンボール、布類
回収量	207,800kg
報償金支払い単位	1kg当たり3円
報償金支払額	623,400円

### 2) 事業者等による資源回収

市内の食料品店やスーパー等において、資源物の店頭回収が行われています。店頭に設置されている回収ボックスにより、紙パック、白色トレイ、ペットボトル等が回収されています。

### 3) リサイクル品回収

令和 4 年 12 月にジット株式会社と「リユース活動の促進に向けた連携と協力に関する協定」（以下、「協定」とする）により、年 3 回市役所駐車場を利用して小型家電の回収を買い取りで行っています。

#### 4) 資源化の状況

本市における資源化の状況（収集）を図 2-7 に示します。

分別収集される資源物として、缶類、ビン類、古紙類、ペットボトル、プラスチック類等があります。ペーパーレス化の影響により、新聞・雑誌の回収量が大幅に減少しており、10年前と比べると半分以下になっています。

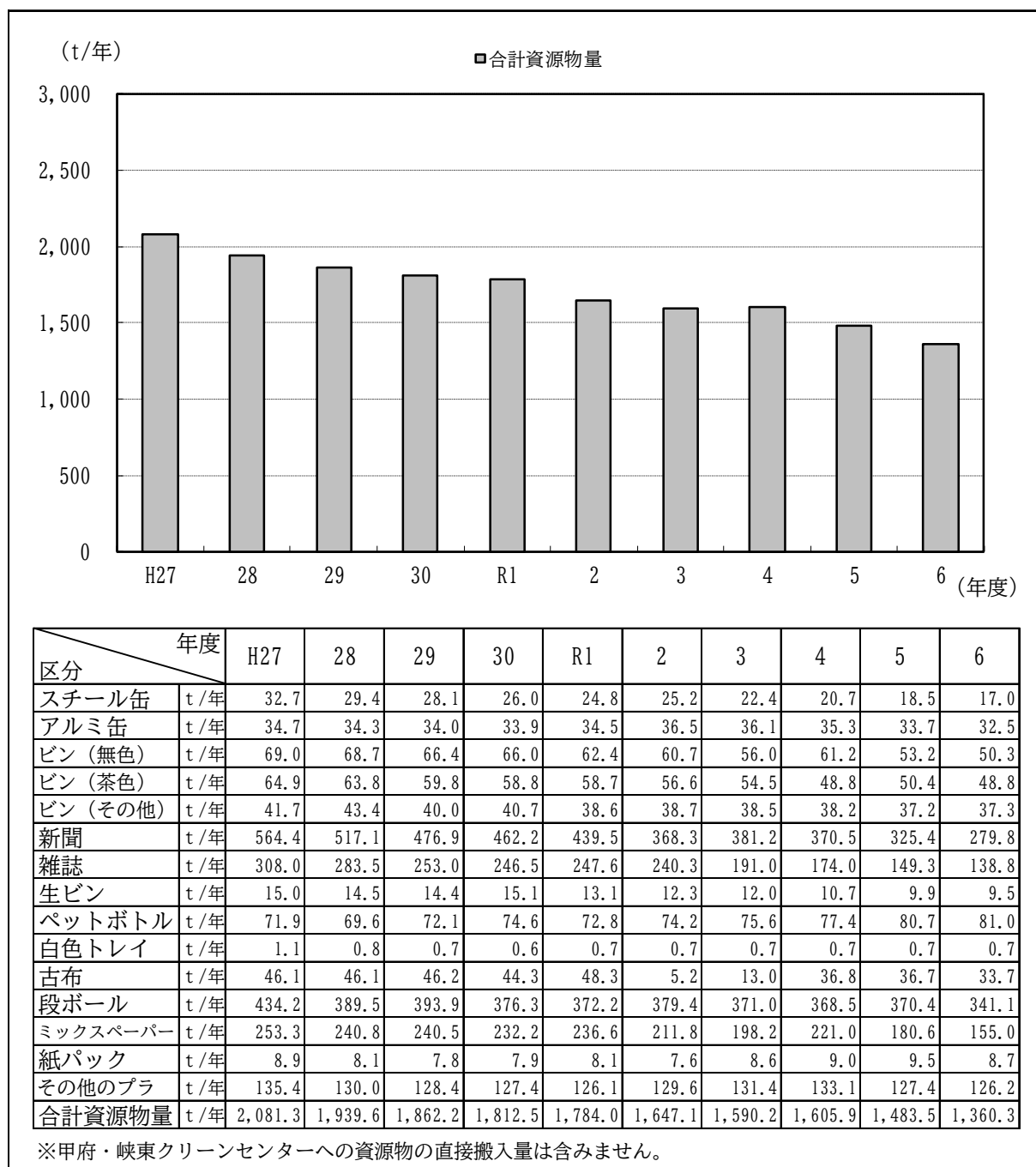


図 2-7 資源化の状況（収集）

## 7. 収集運搬

### 1) 分別区分と排出方法

本市のごみの分別区分と排出方法を表 2-4～表 2-5 に示します。

本市の収集方式はステーション方式ですが、品目（可燃、不燃、資源物）によりその収集場所が異なります。粗大ごみは、定期的に市役所駐車場等を排出場所とした拠点回収を行っています。

排出方法としては、指定袋・半透明の袋を使用しています。

また、収集・処理できないごみの種類を表 2-6 に示します。

表 2-4 分別区分と排出方法（塩山地区）

区分		項目	ごみの種類	収集容器	収集回数	収集場所	収集の対象	収集体制	処理施設
燃えるごみ	可燃ごみ		汚れた紙類、生ごみ、革類、布類、長紐、プラ・ビニール類	指定袋	週3回	可燃ごみステーション	一般家庭	委託	甲府・峡東クリーンセンター
	可燃性粗大ごみ		筆筒、ソファ、布団、机（木製）、応接セット、絨毯、障子等	—	持込みのみ	—		—	
燃えないごみ	不燃ごみ	金物類	ガラス類、セトモノ類、廃蛍光灯 乾電池、リチウム電池	透明・半透明の袋	週1回 金物類、ガラス類は別々の曜日	不燃ごみステーション	委託	—	
		ガラス類、セトモノ類、廃蛍光灯							
不燃性粗大ごみ	ファンヒーター、ラジカセ、掃除機、湯沸かし器等	—					年1回	—	—
資源物	紙類	新聞紙	紙の箱、紙袋	ひも束	各週1回	リサイクルステーション	委託	民間施設等	
		雑誌							
		折り込み広告							
		段ボール							
		牛乳パック							
	ミックス紙	パンフレット、封筒、葉書、紙コップ、名刺、写真、空き箱等	紙の箱、紙袋						
	布類	古着	ひも束						
	ビン類	一升瓶	コンテナ						
		ビール瓶							
		雑ビン（透明）							
雑ビン（茶色）									
缶類	雑ビン（その他）	専用容器							
	スチール缶表示のみ								
ペットボトル	アルミ缶表示のみ								
その他プラスチック	ペットボトルの表示のみ	専用容器							
	白色トレイ	コンテナ							
天ぷら油	レジ袋、プラスチック容器、ラップ類、ボトル類、カップ類など	透明・半透明の袋							
	天ぷら油	ペットボトル	—	市役所等	—				
集団回収	新聞	ひも束	随時	指定場所	回収業者				
	雑誌等								
	段ボール								
	牛乳パック								

※塩山地区は、ミックス紙、その他プラスチックの2品目のみリサイクルステーション、可燃ごみステーションで収集している。

表 2-5 分別区分と排出方法（勝沼・大和地区）

区分		項目	ごみの種類	収集容器	収集回数	収集場所	収集の対象	収集体制	処理施設
燃えるごみ	可燃ごみ		汚れた紙類、生ごみ、革類、布類、長紐、プラ・ビニール類	指定袋	週3回	可燃ごみステーション	一般家庭	委託	甲府・峡東クリーンセンター
	可燃性粗大ごみ		箆筍、ソファ、布団、机（木製）、応接セット、絨毯、障子等	—	持込みのみ	—			
燃えないごみ	不燃ごみ	金物類	透明・半透明の袋	—	月2回 金属類、ガラス類で隔週	不燃ごみステーション			
		ガラス類、セトモノ類、廃蛍光灯							
	乾電池、リチウム電池								
不燃性粗大ごみ		ファンヒーター、ラジカセ、掃除機、湯沸かし器等	—	年1回	指定場所				
資源物	紙類	新聞紙	ひも束	勝沼地区：各月2回 大和地区：各月1回	指定場所及びリサイクルステーション				
		雑誌							
		広告類							
		段ボール							
		牛乳パック							
	ミックス紙	パンフレット、封筒、葉書、紙コップ、名刺、写真、空き箱等	紙袋						
	布類	古着	ひも束						
	ビン類	雑ビン（透明）	透明・半透明の袋						
		雑ビン（茶色）							
		雑ビン（その他）							
缶類	スチール缶表示のみ								
	アルミ缶表示のみ								
ペットボトル	ペットボトルの表示のみ	ペットボトル							
白色トレイ	白色トレイ								
天ぷら油	天ぷら油	—	市役所等						
集団回収	新聞	ひも束	随時	指定場所					
	雑誌等								
	段ボール								
	牛乳パック								
	折り込み広告等								

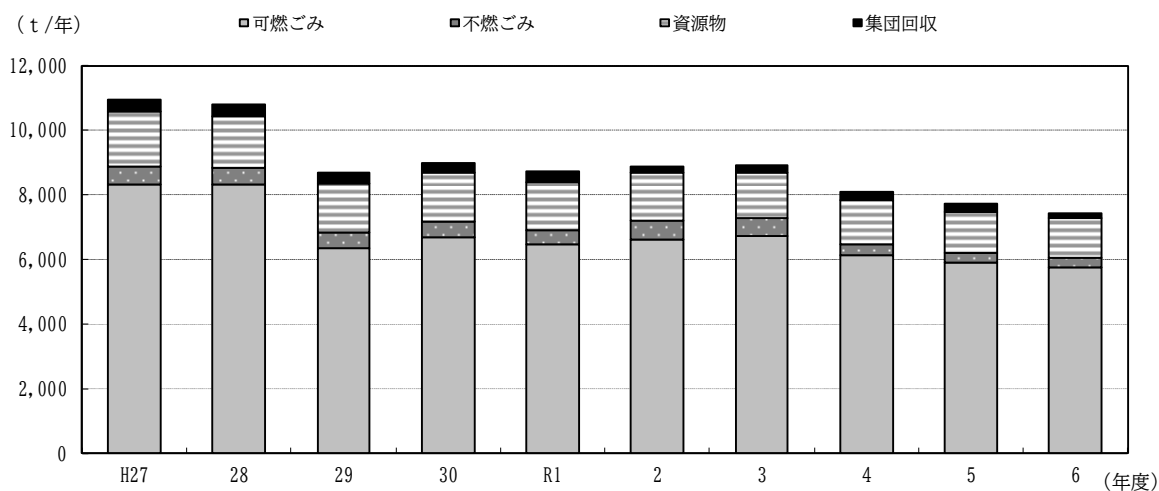
表 2-6 収集・処理できないごみの種類

家電4品目（テレビ（液晶式・プラズマ式を含む）、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン、洗濯機・衣類乾燥機）  
 特殊ごみ（解体用家屋廃材、LPガスボンベ、ピアノ・オルガン・エレクトーン、消火器、ボイラー、金属製ロッカー、浴槽、タイヤ類全般、バッテリー、太陽熱温水器、コンクリート等のガレキ類、その他超大型の物、畳）  
 業務用ごみ（ショーケース、大型冷蔵庫、事務機、教務用パソコン、業務用コピー機、業務用エアコン、自動販売機、その他事業系粗大ごみなど）  
 農機具類（トラクター、草刈機、動力噴水器、管理機、トレーラー、脚立など）  
 農業用資材（シルバー、ぶどう棚の針金、マルチ、ハウス用ビニール、ハウス用パイプなど）  
 バイク類

## 2) 収集運搬量

市が運搬業者に委託して、収集運搬する量を図 2-8 に示します。また、令和 6 年度のごみ別の収集量割合を図 2-9 に示します。

本市の収集運搬量は、H29 に甲府・峡東クリーンセンターの稼働により、事業系ごみは運搬していないため、収集運搬する量は減少しています。



区分	年度	H27	28	29	30	R1	2	3	4	5	6
可燃ごみ		8,320.3	8,298.6	6,340.1	6,672.2	6,446.2	6,623.4	6,712.6	6,110.0	5,888.9	5,759.0
不燃ごみ		530.8	515.2	476.9	482.3	474.9	572.7	577.3	340.7	313.8	289.7
資源物		1,706.0	1,592.8	1,528.3	1,511.4	1,483.4	1,468.2	1,390.2	1,366.7	1,275.1	1,227.2
集団回収		377.8	370.4	338.9	314.6	314.4	194.3	218.2	255.7	229.1	154.3
総排出量		10,934.9	10,777.0	8,684.2	8,980.5	8,719.0	8,858.5	8,898.4	8,073.1	7,706.9	7,430.3

(t/年)

図 2-8 収集量の状況

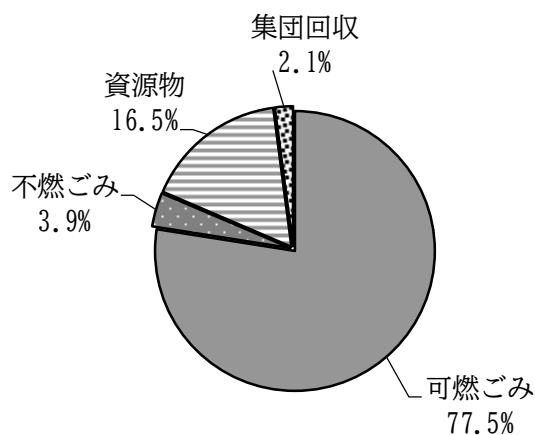


図 2-9 ごみ別収集割合（令和 6 年度）

## 8. 中間処理

### 1) 中間処理施設

#### (1) 焼却処理施設

ごみステーションから収集された家庭系の燃えるごみについては、「甲府・峡東クリーンセンター」で処理されています。

また、事業系の可燃ごみについても、甲府・峡東クリーンセンターで処理されています。

#### (2) 破碎施設・資源化施設

本市では破碎及び資源化を行う施設を有しておらず、全て民間業者へ処理・処分を委託しています。

## 9. 最終処分

一般廃棄物最終処分場「かいのくにエコパーク」で処理を行っています。

## 第2節 ごみ処理の課題

### 1. 計画の達成状況

計画における減量目標は、家庭系ごみ（資源物、集団回収量を除く1人1日当たり排出量）及び事業系ごみについて減量化・再資源化の施策展開を行うことにより、結果としてごみ総排出量、再資源化量、最終処分量の3つの減量目標を達成しようとするものです。まず、ごみの減量化率は、令和11年度までに11%削減（平成30年度比）を目標とし、令和5年度に12.1%、令和6年度に14.8%の減量を達成しました。次に、リサイクル率について、令和11年度までに21%以上を達成することを目標とし、令和2年度に21.9%、令和5年度まで21.4%と上回りましたが、令和6年度に20.4%とわずかに下回りました。そして、最終処分率について、令和11年度までに3.0%以下を達成することを目標としましたが、令和6年度の目標値（3.2%）と令和6年度の実績値（3.9%）を比較すると、0.9%目標値を上回り未達成でした。

項目	対象対策	検証の結果	
減量化率	発生抑制	減量化率は、令和6年度の総排出量9,258.0tで、基準年度（平成30年度）の実績10,861.7tから14.8%削減しています。市民1人1日当たりの排出量（排出原単位）は、令和6年度実績が860.5gで、基準年度（平成30年度）の実績941.8gで見ると大幅な減少傾向にあります。	人口減少に伴い、ごみ排出量全体が減少傾向にあり、家庭系及び事業系総排出量の減量は、目標を達成出来ました。今後もごみの発生・排出抑制と分別の徹底を通じて、燃やすごみを継続して削減していく必要があります。
リサイクル率	資源化	リサイクル率は、令和6年度の実績が20.4%となっており、中間目標値である19.0%以上を1.4ポイント上回っています。しかし、令和4年度の実績22.0%からは減少傾向にあります。	人口の減少に伴い、集団回収量、資源物の量も減少しています。また、市内スーパーマーケット・家電量販店等独自の店頭回収等のリサイクル事業による成果も考えられます。
最終処分率	最終処分量の削減	最終処分率は、令和6年度の実績が3.9%となっており、目標値である3.2%以下を0.7ポイント上回り達成できない状況となっています。	最終処分率は、甲府・峡東クリーンセンターの焼却残渣を4市の総排出量から按分した数値としている。今後もごみの発生・排出抑制と分別の徹底を通じて、燃やすごみを継続して削減していく必要があります。

## 2. 主な実施施策について

計画における減量目標達成に向け、ごみの減量施策を実施することに加え、分別収集、資源化に関する施策も実施してまいりました。実施した主な施策は、以下のとおりです。

基本施策	具体的な取り組み	施策の実施状況
排出抑制計画	市民への啓発、事業者への周知の徹底	市民への周知・啓発は、減量化並びに分別の徹底を主な目的として、ごみのガイドブックやごみ分別アプリ等で周知を図り、分かりやすい情報の提供に努めています。事業者への周知・啓発は、市民への周知・啓発に比べて、抑制できていないため、周知徹底の強化に努めます。
	粗大ごみ等の再使用の徹底	不要となった粗大ごみ等の再使用については、保管場所の確保に至らず、不用品の再使用を推進する独自の取り組みは進んでいません。
	ごみ処理の有料化の検討	周辺市のごみ処理の有料化の状況、減量化の推進の進捗状況などを調査する中で、有料化は市民の負担が大きいことや減量化は着実に進んでいるため、詳細な検討は行っていない状況です。
資源化計画	分別収集の徹底	容器包装リサイクル法等に則った分別収集の徹底を図るために、資源物の分別方法について地域における説明や指導を行う取り組みを実施しています。
	さらなる生ごみの資源化の検討	各家庭で生じる生ごみについては、生ごみ処理機の購入に対して補助事業を実施し、ごみの減量・資源化に寄与しています。
	リサイクルセンターの整備	環境センターの廃止により、資源物の再資源化処理は、全て民間施設に委託している状況で、再資源化処理はスムーズに実施されています。小型家電の回収については、ジットリユースデイとして、年3回市役所駐車場で小型家電の買取回収を行っています。
	中間処理による資源化の推進	甲府・峡東クリーンセンターで焼却処理時に生成されるスラグは、アスファルト等に有効利用されています。
収集運搬計画	収集運搬の施策	収集運搬業の委託事業者との協力体制は十分であり、安全で効率的な収集運搬が実施されています。

基本施策	具体的な取り組み	施策の実施状況
中間処理計画	中間処理の施策	燃えるごみは甲府・峡東クリーンセンターで処理を行っています。資源物は民間業者にて委託処理しています。
最終処分計画	最終処分の施策	甲府・峡東クリーンセンター隣接の一般廃棄物最終処分場の「かいのくにエコパーク」で処理を行っています。
その他の施策	適正処理困難物の処理	適正処理困難物、危険物、感染性廃棄物等は、民間処理業者にて委託処理をしています。
	地域環境美化の推進	環境美化の推進として、市内一斉清掃や市内各地域で行われている環境美化活動に対し、積極的な参加を促すため、広報等による情報提供を行っています。
	不法投棄対策の推進	市民・事業者・警察・行政等による緊密な情報交換を図り、不法投棄対策に取り組んでいます。
	災害時におけるごみ処理の適切な対応	大規模地震等の災害に備えるために、「甲州市災害廃棄物処理計画」を策定をしました。
	外国人への対応	外国語版ごみのガイドブックを作成し、ごみ出しルールの周知・啓発活動を行っています。
	国・県等への要請	ごみ処理について、市単独では対応困難な事項があり、ごみ減量化・資源化への広域的な対応が必要な案件については、山梨県市長会を通じ国等に働きかけを行っています。
	パンフレットやポスターによる市民意識の高揚	パンフレットやポスター、広報紙等で、市民のごみ処理に係る意識を高めていくことに努めています。ごみ分別アプリの活用により、啓発活動を行っています。
	施設・設備等見学会の開催	市内小学校において、「甲府・峡東クリーンセンター」、「かいのくにエコパーク」の施設見学を行っています。
アンケート調査や意見交換会等による市民意識の確認と認識	減量化・資源化への関心及び理解度、ごみ処理方法、その他実践していることについて、アンケート調査は実施できず取り組みとしてA1:C20不十分でした。なお、地域の廃棄物減量化等推進委員と年2回意見交換会等を行い、ごみに対する市民意識の向上を図りました。	

### 3. 今後の課題

本市におけるごみ処理の課題を以下に整理します。

区分	項目	課題
排出	①ごみ排出量の排出抑制	<p>●家庭系及び事業系ごみともにさらなる排出抑制に取り組む必要があります。</p> <p>●生ごみや食品ロス削減に取り組む必要があります。</p> <p>●事業系ごみ減量化に向けた啓発・指導強化が求められます。</p>
	②ごみの適正分別と資源化	<p>●ごみと資源物の分別徹底によるリサイクル率向上に取り組む必要があります。</p>
	③収集体制の構築	<p>●高齢者の粗大ごみ、可燃・不燃ごみ、資源物の収集体制の構築に取り組む必要があります。</p>
処理処分	①中間処理	<p>●甲府・峡東クリーンセンターで大半は処理されていますが、一部の処理は民間業者に委託しています。引き続き、民間業者の理解と協力を得ながら実施していく必要があります。</p>
	②最終処分	<p>●最終処分量の削減と溶融スラグの有効利用によるリサイクル率の向上が求められます。</p>
情報提供	①広報・啓発	<p>●市民、事業者に対し、ごみ減量化に向けた取組の理解と協力をしてもらうため、広報紙・パンフレット・ホームページ・ごみ分別アプリをより充実させる必要があります。</p>

## 第3章 ごみ処理の将来像

### 第1節 基本条件

#### 1. 基本理念

甲州市環境基本条例で定められた環境の保全及び創造について 4 つの基本理念を掲げています。

本計画では、それら 4 つの基本理念のうち、ごみ処理に関連する以下の基本理念を掲げるものとします。

資源の適正な管理及び循環的な利用を図り、環境への負荷の少ない持続的に発展することが可能な社会を構築することを目的として、すべての者が公平な役割分担の下に主体的かつ積極的にこれに取り組むべきこと。

## 第2節 ごみ処理の将来像

ごみに関する問題は、家庭及び事業者から排出されるごみの処理にとどまらず、生産、流通、消費という各段階において、ごみの発生を抑制するための施策を講じていくことが重要です。そのため、循環型社会の形成を目指し、ごみ処理体制の充実を図りながら、3Rを促進し、ごみの減量化に向けライフスタイルへの転換を図っていくことが必要となります。また、地球温暖化防止に向けた取り組みを推進していく必要があります。

そこで、本市における目指す将来像を以下のように定め、市民、事業者及び行政が協働して課題解決に向け取り組むこととします。

安全・安心で健やかに暮らせる資源循環のまちづくりをめざして

## 第3節 基本方針

本市のごみ処理における現状と課題を踏まえ、本計画における基本方針を以下のように設定します。

### 1. ごみの発生抑制

ごみの発生を抑制するために「無駄・非効率的・必要以上の消費・生産」を抑制します。

### 2. 資源化の推進

排出されるごみの分別徹底に対する取り組みと、ごみの可能な限りの減量化・資源化・再利用を進めます。

## 第4節 将来像実現のための基本目標

将来像の実現に向けて、具体的な行動指針となる基本目標を以下のとおり定めます。

### 1. ごみの発生抑制・再使用を基本にした3Rの推進

3R（リデュース：ごみを減らす、リユース：ごみを再使用する、リサイクル：ごみを再生利用する）を積極的に推進しながら、発生抑制や再使用などの必要な啓発や活動支援を積極的に行います。

### 2. 環境教育の充実

ごみ減量化・資源化に向けては、市民の自主的・主体的な取り組みが必要不可欠です。家庭や学校、地域社会の場における環境教育をさらに充実させるために、子供から大人まで適切な情報を提供する等、環境教育の充実を図ります。

### 3. 分別の徹底によるごみ焼却量の削減と資源化の推進及び適正なごみ

#### 処理の推進

より精度を高めた分別を通じて、ごみ焼却量の削減と資源化を推進します。  
また、廃棄物の種類や排出方法に応じ安全で効率的かつ適正な、環境負荷の少ない処理を推進します。

### 4. 市民・事業者・行政の役割の明確化と実行

市民・事業者・行政がそれぞれの役割を明確にし、お互いに協力し合い資源循環型社会に向けて積極的な取り組みを展開していく必要があります。そのた

## 第5節 数値目標

ここでは、基本目標にある 3R（リデュース：ごみを減らす、リユース：ごみを再使用する、リサイクル：ごみを再生利用する）や適正処理を推進する際に指標となる、具体的な数値目標を設定します。

### 1. 国・山梨県の減量化等の数値目標

国は、「第5次循環型社会形成推進基本計画」の中で、減量化目標を設定しています。

また、山梨県は、令和8年3月、「第5次山梨県廃棄物総合計画」を策定予定とし、その中で、廃棄物の発生抑制とリサイクルの目標等を設定しています。

国及び山梨県の減量化等の目標を表3-1に示します。

表3-1 国及び山梨県の減量化等の目標

区分	国 「第5次循環型社会形成推進基本計画」 (令和6年8月策定)	山梨県 「第5次山梨県廃棄物総合計画」 (令和8年3月策定予定)
目標年	令和12年度	令和12年度
基準年	令和4年度	令和5年度
減量化	令和4年度基準排出量 4,034万トン 令和12年度目標排出量 3,700万トン (基準年から334千トンの削減)	令和5年度基準排出量 274千トン 令和12年度目標排出量 259千トン 目標排出量:生活系ごみ 180千トン 事業系ごみ 76千トン 集団回収量 3千トン (基準年から12千トンの削減)
リサイクル率	令和4年度基準再生利用率 20% 令和12年度目標再生利用率 26% (基準年から+6ポイント増加)	令和5年度基準再生利用率 15.6% 令和12年度目標再生利用率 16.0% (基準年から+0.4ポイント増加)
最終処分量	令和4年度基準最終処分量 337万トン 令和12年度目標最終処分量 320万トン (基準年から17千トン削減)	令和5年度基準最終処分量 19千トン 令和12年度目標最終処分量 18千トン (基準年から1千トン削減)
一人一日当たりの家庭ごみの排出量	令和4年度基準排出量 496g 令和12年度目標排出量 478g (基準年から18g削減)	令和5年度基準排出量 562g 令和12年度目標排出量 532g (基準年から30g削減)
一人一日当たりのごみ焼却量	令和4年度基準焼却量 679g 令和12年度目標焼却量 580g (基準年から99g削減)	令和5年度基準焼却量 771g 令和12年度目標焼却量 678g (基準年から93g削減)

## 2. 本計画の数値目標

本計画のごみの減量化・資源化目標を以下に設定します。本計画におけるごみ減量の数値目標は、計画目標の令和11年度までに、令和6年度比で、ごみ総排出量は6%削減し、リサイクル率を21%以上とすることを目標とします。

- ◇減量化率 : 令和11年度までに 総排出量を6%削減(令和6年度比)
- ◇リサイクル率: 令和11年度までに 21%以上(令和6年度比)

## 第6節 将来のごみ排出量等の算出

### 1. 算出方法

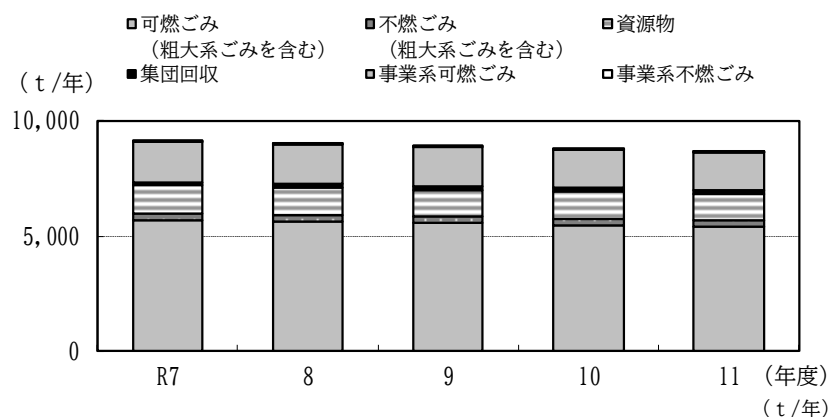
前述の数値目標に基づき、将来目指すべきごみ排出量等を算出します。

算出方法については、過去のごみ排出実績を基に、1人1日当たりのごみの排出量、あるいは1日当たりのごみの排出量を予測し、これを排出原単位として、将来人口を乗じる方法を基本とし、将来人口については、上位計画である第2次甲州市総合計画での目標である「令和7年で26,861人、令和12年で24,403人」を採用します。総合計画で示されていない年度の人口については、直線的に推移すると仮定し、按分により設定します。

### 2. ごみ排出量等の推計結果

#### 1) ごみ排出量

ごみ排出量の推計結果を図3-1に示します。なお、この数値は目標達成時のものです。減量化施策を積極的に展開することにより、ごみ排出量は、令和7年度の9,088.2t/年（減量化率1.2%）に対して、令和11年度では8,646.7t/年（減量化率6%）となることを目標とします。



年度	R7	8	9	10	11
人口 (人)	26,861	27,369	25,878	25,386	24,895
可燃ごみ (粗大系ごみを含む)	5,689.9	5,620.8	5,551.7	5,482.6	5,413.5
不燃ごみ (粗大系ごみを含む)	286.3	282.8	279.3	275.8	272.4
資源物	1,212.5	1,197.8	1,183.0	1,168.3	1,153.6
集団回収	152.4	150.6	148.7	146.9	145.0
事業系可燃ごみ	1,743.6	1,722.4	1,701.3	1,680.1	1,658.9
事業系不燃ごみ	1.8	1.8	1.7	1.7	1.7
事業系資源物	1.7	1.7	1.6	1.6	1.6
総排出量	9,088.2	8,977.8	8,867.4	8,757.1	8,646.7

図3-1 ごみ排出量の推計結果

## 2) 資源化量及びリサイクル率

資源化量及びリサイクル率の推移を図 3-2 に示します。なお、この数値は目標達成時のものです。

資源化施策を積極的に展開することにより、資源化量は、令和 7 年度の 1,846.0 t / 年（リサイクル率 20.5%）に対して、令和 11 年度には 1,682.0 t / 年（リサイクル率 21.0%）となることを目標とします。

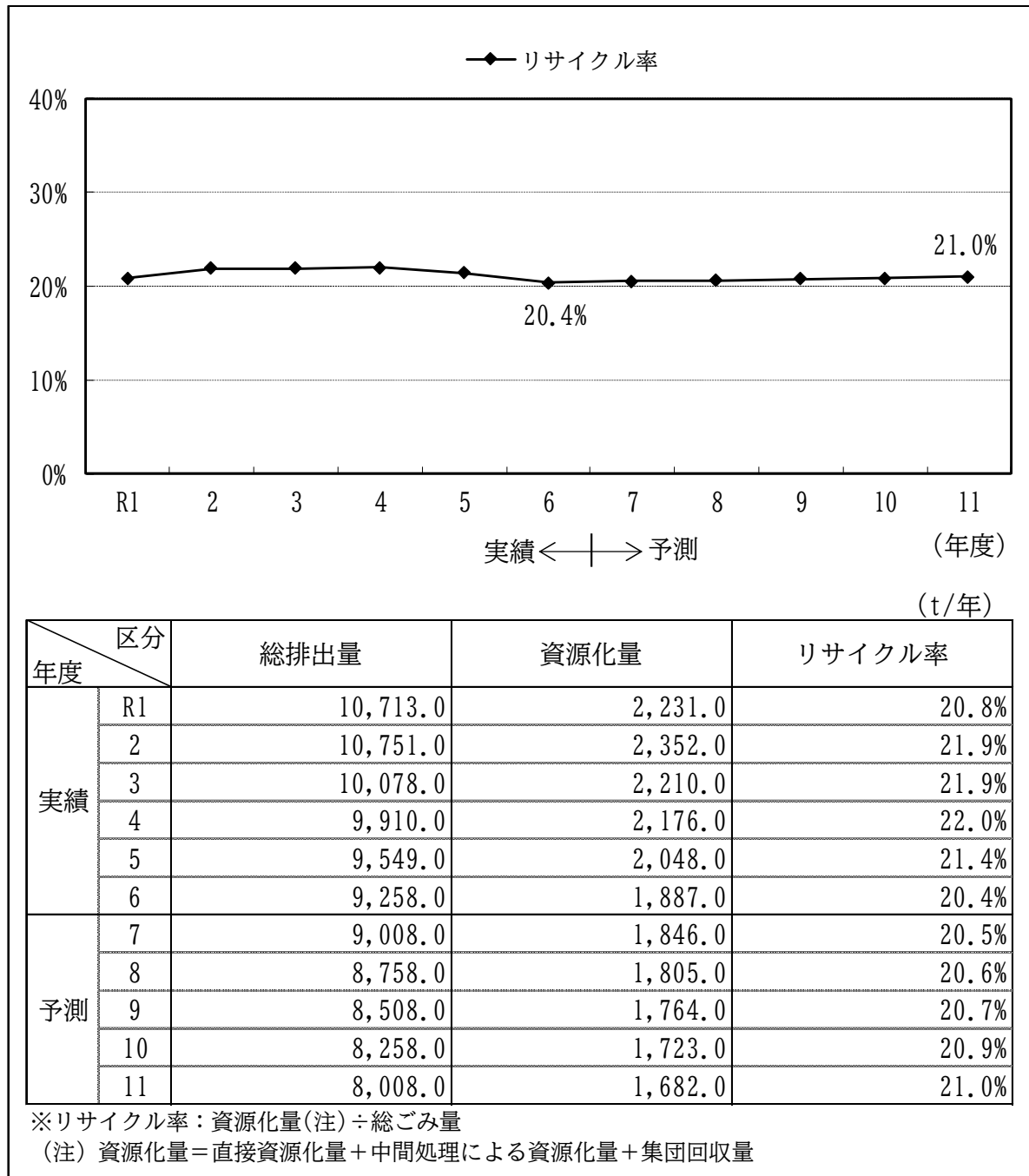


図 3-2 資源化量及びリサイクル率の算出

### 3) 収集運搬量

収集運搬量の推移を図 3-3 に示します。なお、この数値は目標達成時のものです。

収集運搬量は、令和 11 年度では 6,984.5 t/年となります。人口減少予測に比例してごみ量全体も緩やかに減少となる予測になります。

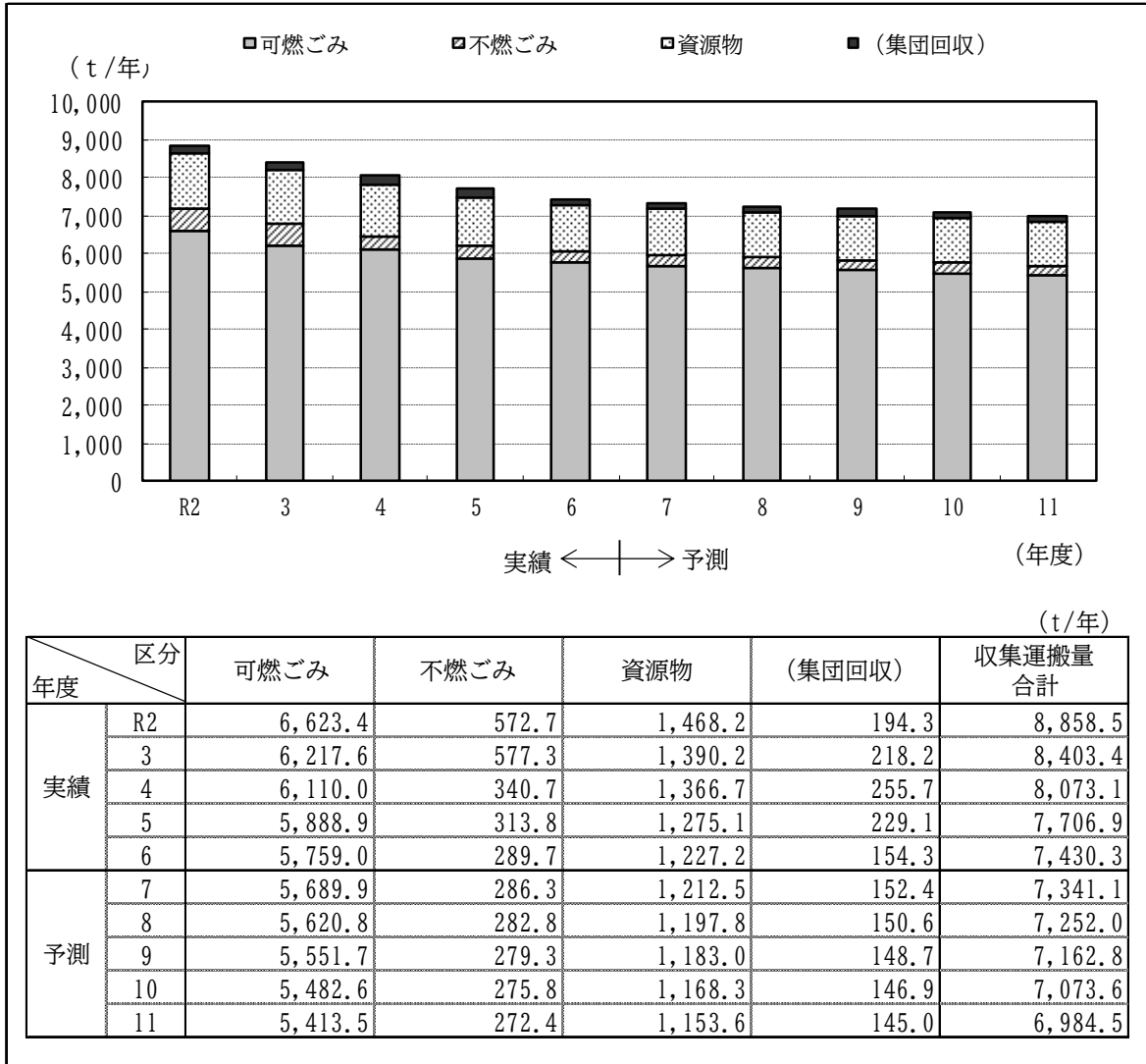


図 3-3 種類別収集運搬量

#### 4) 中間処理量

将来ごみ量の算出に基づき、中間処理量を図 3-4 に示します。なお、この数値は目標達成時のものです。

減量化・資源化施策を積極的に展開することにより、中間処理量は、令和 11 年度では 8,259.6 t / 年となる予測になります。

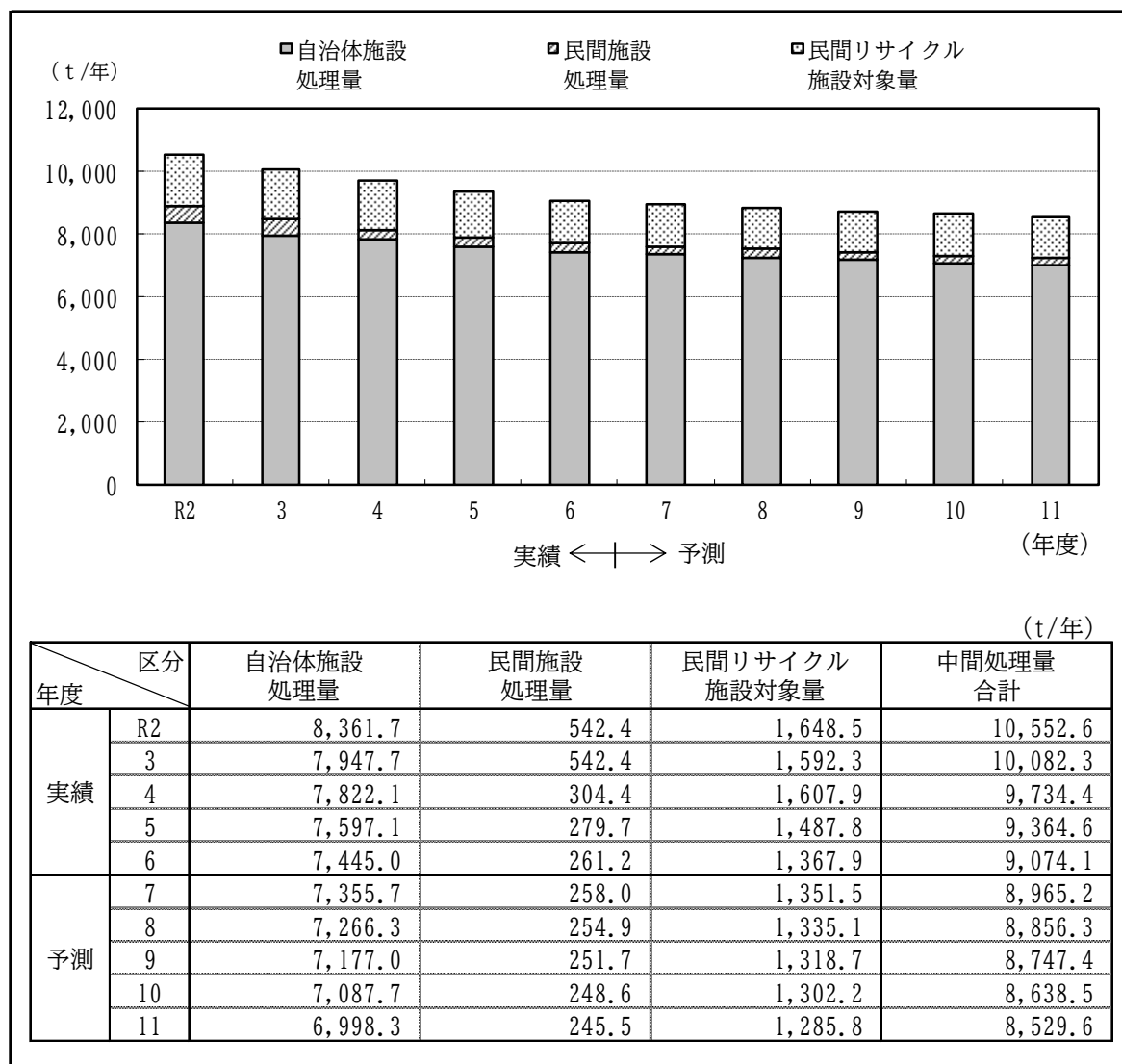


図 3-4 中間処理量

## 5) 最終処分量

最終処分量の推移を図 3-5 に示します。

減量化・資源化施策を積極的に展開することにより、最終処分量は、令和 6 年度 361.0 t/年を基準に、令和 11 年度には 5%減少を目標とし、342.0 t/年となる予測になります。

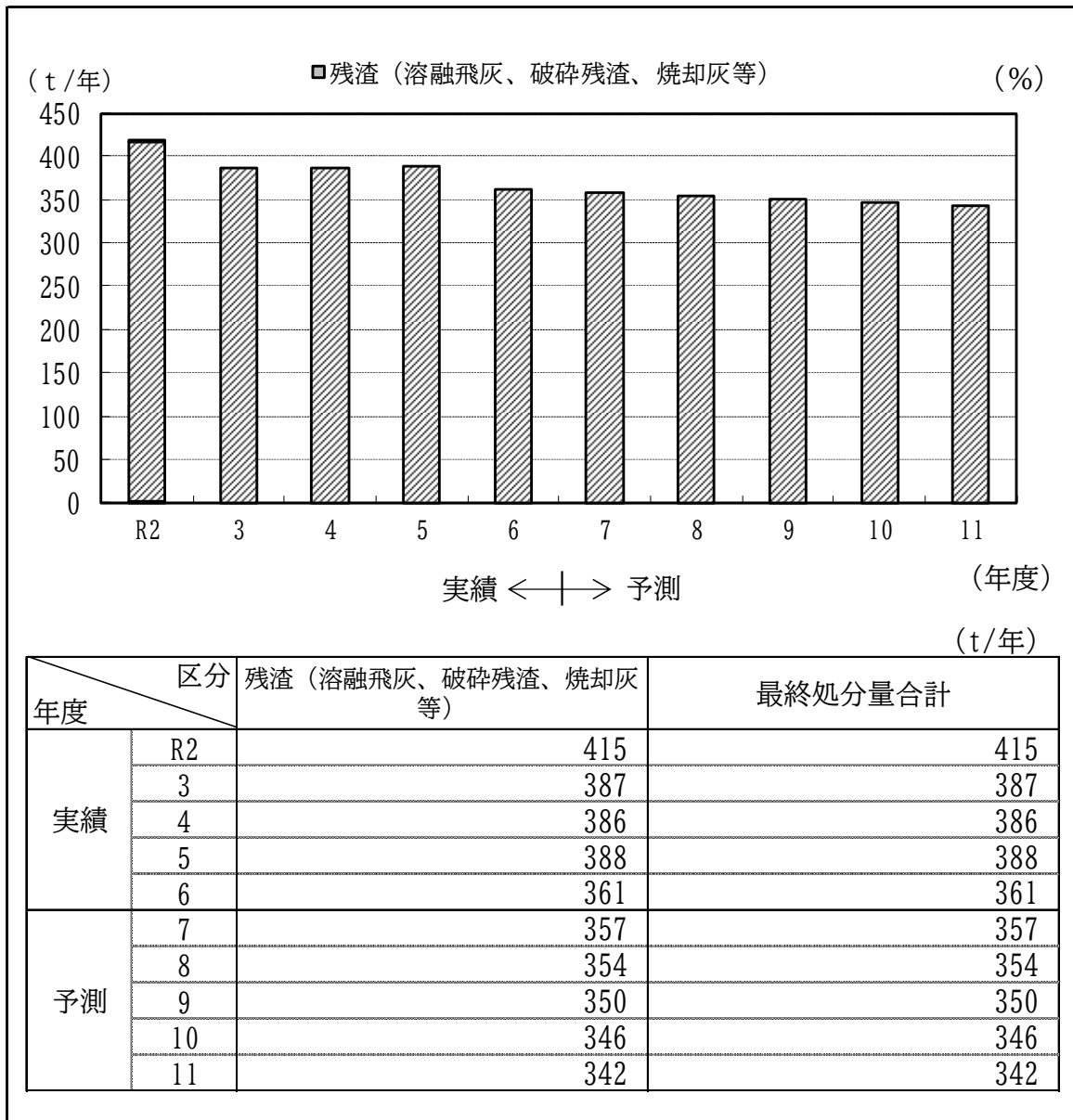


図 3-5 最終処分量

## 第4章 基本施策

基本方針と基本目標に基づき、以下に示す具体的な取り組みを実施していきます。

### 《ごみ処理基本計画の施策体系》

将来像	基本方針	基本目標	具体的な取り組み
安全・安心で健やかに暮らせる資源循環のまちづくりをめざして	ごみの発生抑制	ごみの発生抑制・再使用を基本にした3Rの推進	一般廃棄物の適正収集及び処理
			マイバッグ持参やマイボトルの推進
			使い捨て製品の使用抑制、詰替え製品の利用の推進
			食品ロス・食品廃棄物の発生抑制の推進
		環境教育・普及啓発の充実	環境教育・環境学習の充実
			普及啓発の充実
		市民・事業者・行政の役割の明確化と実行	状況に合わせた収集体制の構築
			ごみ出しの困難な市民に対する支援の検討
			ごみステーションの適正な管理の促進
			不法投棄対策
			環境美化の推進
			事業系ごみの減量化に向けた情報発信・適正処理の指導
	災害時におけるごみ処理の適切な対応		
	資源化の推進	分別の徹底によるごみ焼却量の削減と資源化の推進及び適正なごみ処理の推進	資源物の適正な収集及び処理
			リサイクルステーションの整備
			集団回収・小型家電回収の充実
			事業所における資源物回収の促進
			環境に配慮した適正処理の推進

## 第1節 ごみの発生抑制・再使用を基本にした3Rの推進

ごみの発生を抑制（リデュース）するとともに、製品等の再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）という3Rの考え方に基づいて、市民・事業者・行政等が協働して、ごみの減量・資源化を推進していく必要があります。その他に具体的な発生抑制行動として、以下の取り組みを実施します。

### 1. 一般廃棄物の適正収集及び処理

適切かつ効率的な収集及び処理を行うためには、ごみの分別区分や排出方法等との整合を図る必要があります。

現状の収集運搬については現行の体制を基本としますが、より効率的な収集に向けた必要な改善施策を実施します。

### 2. マイバッグ持参やマイボトルの推進

マイバッグ持参の推進に向け、市民・事業者と連携し、包装簡素化の推進やマイバッグ持参の推進によりプラスチック類ごみ削減に一層取り組みます。また、マイボトルの推進については水筒、マグカップ等の飲料容器を職場や学校、外出先、協力販売店等で使用してもらう周知を図り、使い捨て容器のごみを減らして環境にやさしいライフスタイルへの転換を図ります。

### 3. 使い捨て製品の使用抑制、詰替え製品の利用の推進

使い捨て製品の使用を抑制し詰替え製品を積極的に購入する等、ごみになるものを受け取らない生活、物を大切に作る生活スタイルを心がけるよう呼びかけます。

### 4. 食品ロス・食品廃棄物の発生抑制の推進

家庭から出る生ごみの減量を推進するため、生ごみ処理器の補助金制度を継続していきます。また、食べ残し等の食品ロスの削減や生ごみの水切り徹底など発生抑制行動の実践により、廃棄する生ごみを抑制するための啓発を図ります。

## 第2節 環境教育・普及啓発の充実

ごみに関する環境教育・普及啓発の推進・充実を図ります。

## 1. 環境教育・環境学習の充実

市民を対象とした、本市のごみ情報やごみ減量化の具体例及びリサイクル等に関する出前講座を開催します。また、将来世代に向けて、出前授業の積極的な実施及び環境パンフレット等を市内全小中学校に配付し、情報提供を行って、環境に関する学習内容について一層の充実を図ります。

## 2. 普及啓発の充実

ホームページやパンフレット、ポスター、広報紙等での情報提供に加え、ごみの分別アプリ等の普及促進を行い、市民のごみ処理に係る意識を高めていくこととします。また、新たな情報ツールによる情報提供についても調査研究し、普及啓発の充実を図ります。

# 第3節 市民・事業者・行政の役割の明確化と実行

市民・事業者・行政がお互いの役割と責任を明確にし、連携・協働のもとでごみの削減や資源化に向けた取組みを積極的に進めていきます。

## 1. 状況に合わせた収集体制の構築

家庭系ごみ収集運搬業務については、引き続き民間委託を推進するほか、さらなる「経費の削減」のために、ごみの分別区分や収集頻度、収集形態等の見直しを行い、より効率的な収集運搬体制を構築していきます。

## 2. ごみ出しの困難な市民に対する支援の拡充

今後も高齢者人口の増加が見込まれることから、戸別収集の実施や訪問収集・ボランティアの協力等によるごみ出しやすい環境整備等について、支援体制の拡充を図ります。

## 3. ごみステーションの適正な管理の促進

各家庭からのごみの排出と市の収集の接点であるごみステーションについては、清潔で安全かつ適正な管理ができるよう、各自治会と協力し管理体制の強化を図ります。また、ごみ収集における分別排出を徹底するため、分別排出ルールを守っていないごみ袋は収集せず、残置したうえで適正な分別排出を求める啓発・指導を行います。

#### 4. 不法投棄対策

不法投棄の監視体制を充実させるとともに、違法行為に対して厳格な対応を検討します。

また、広報やパンフレットの作成等により、適正な処理についての協力を呼びかけ、市民・事業者の意識向上を図り、不法投棄の防止に努めます。

#### 5. 環境美化の推進

環境美化の推進として、引き続き、市内一斉清掃や市内各地域で行われている環境美化活動に対し積極的な参加を促すため、広報等による情報提供に努めます。

#### 6. 事業系ごみの減量化に向けた情報発信・適正処理の指導

事業系ごみが事業者自身の責任において処理されるよう、ごみの減量及び自己処理責任等を周知徹底し、家庭系ごみへの混入禁止や適正な排出方法が徹底されるよう、商工会等と連携を図りながら指導等に取り組みます。また、甲府・峡東クリーンセンターが実施する焼却工場の搬入物検査において、搬入不適物が発見されれば、収集業者に排出状況等の確認、適正処理指導を行い、状況に応じて排出事業者に対し、個別に適正処理方法の啓発と指導を行います。

#### 7. 災害時におけるごみ処理の適切な対応

災害時は、大規模地震などによるがれき等の廃棄物が大量に発生するほか、交通の途絶等に伴い通常の生活で排出されるごみについても平常時の収集・処理を行うことが困難となるとともに、避難所で発生するごみ・し尿問題など様々な課題が生じることが想定されます。そのため、災害廃棄物処理については、「甲州市災害廃棄物処理計画」等を踏まえ、被災時における廃棄物処理体制を関係機関と共に構築していきます。

### 第4節 分別の徹底によるごみ焼却量の削減と資源化の推進及び適正なごみ処理の推進

市民や事業者のごみに関する意識を高め、更なる分別の徹底化を図りながら、ごみの減量化と資源化を推進し、循環型社会システムの実現に向けて、以下に示す施策を実施していくこととします。

## 1. 資源物の適正な収集及び処理

家庭、事業所から排出されるごみの資源化を進めるため、排出段階で再生利用に配慮した区分で分別収集します。また、安全かつ適正な資源物の運搬・処分を継続します。

## 2. リサイクルステーションの整備

分別の徹底と資源有効利用の促進を図るため、市民が、缶・ビン・ペットボトルを排出しやすいよう、まだ設置していない地域へのリサイクルステーション整備の呼びかけを行います。

## 3. 集団回収・小型家電の回収の充実

自治会、PTA 等の行う集団回収は、ごみの減量化と資源化率の向上のみならず、リサイクルの意識を啓発し、環境教育にも繋がる事業として良いかたちで運営されていることから、今後もより多くの団体等が実施し、より多くの市民が参画し、より多くの資源が回収される取組として発展するよう推進します。

ジット株式会社と協定により、小型家電の回収（ジットリユースデー）を買い取りで行っていますが、回収できる対象品目が少ないため、対象品目の拡大に向けて一層の充実を図ります。

## 4. 事業所における資源物回収の促進

事業所における資源物の回収を促進するため、商工会等と連携を図りながら、有効な回収方法について調査研究を行います。

## 5. 環境に配慮した適正処理の推進

甲府・峡東クリーンセンターでの焼却余熱を利用した発電により、エネルギーの有効活用を推進するため、本市として、ごみの分別により良質なごみを年間安定供給できる仕組みづくりの調査・研究を行います。併せて、適切な施設運営・整備を行うことにより環境に配慮した処理体制を維持してもらえよう、甲府・峡東クリーンセンターとの緊密な連携に努めます。

## 第5節 ごみ処理システムの分析・評価

施策を確実に実施し、目標を達成していくためには、施策の進捗状況と目標達成状況を定期的に確認し、実勢に合わなくなった施策や進捗が遅れた施策などは、適宜見直し、改善を図っていく必要があります。そのために、施策の進捗・達成状況の確認や改善を基本的に毎年度行っていくこととします。図 4-1 に評価サイクルを示します。

進捗・達成状況の確認においては、前年度との比較、今後の目標達成見込みや、問題点などについても検証を行い、総合的に目標の達成状況を評価します。

また、目標の達成状況や社会経済状況の変化に応じて、見直しや改善を図り、必要に応じて施策を変更していきます。進捗状況と目標達成状況については、広報やホームページ等で公表することとします。

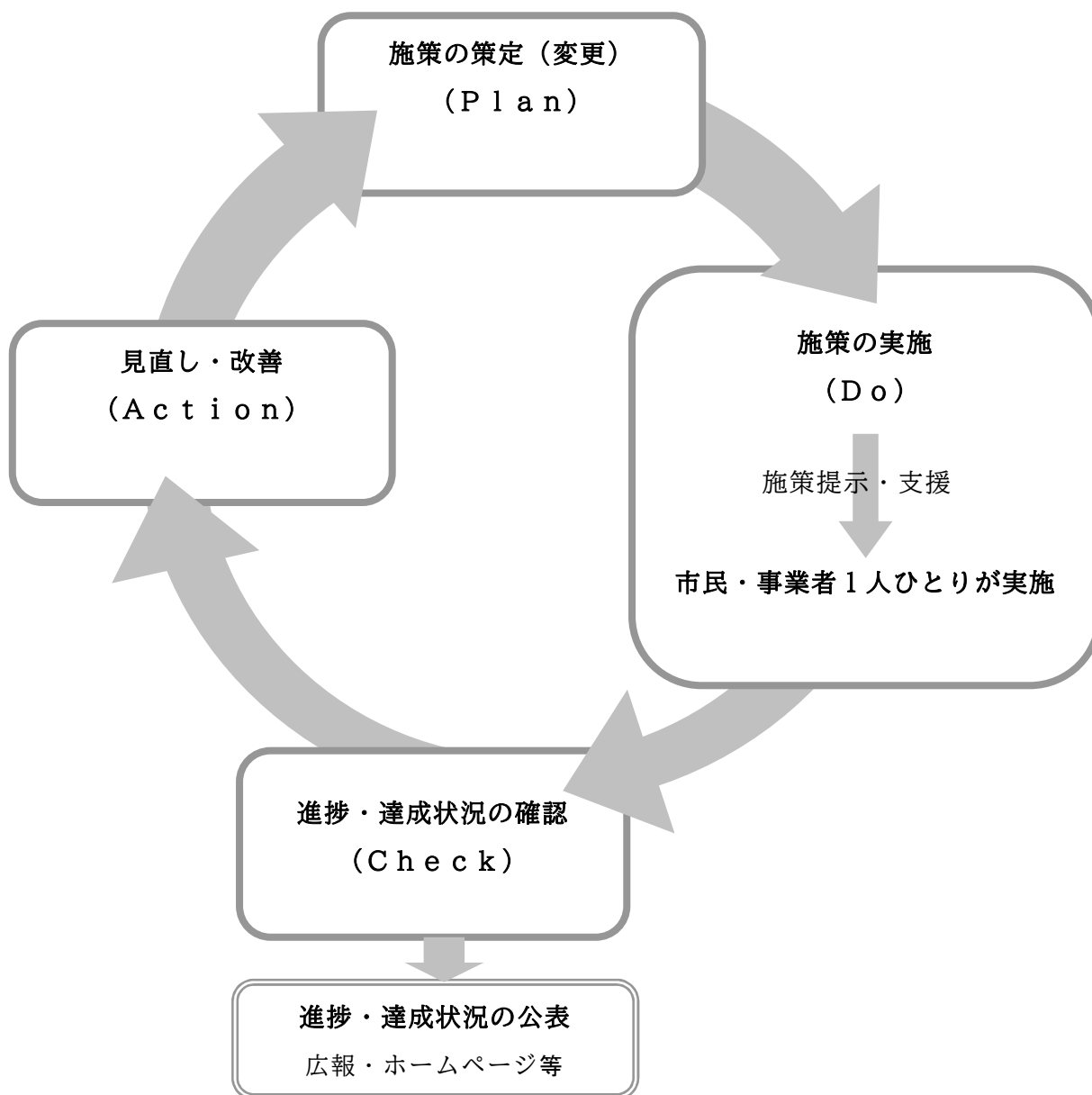


図 4-1 ごみ処理システムの分析・評価サイクル (PDCAサイクル)



## **第2部 生活排水処理基本計画**



# 第1章 生活排水処理基本計画の策定趣旨

## 第1節 計画の目的

生活排水処理基本計画は、地域内における生活排水（し尿及び生活雑排水）の処理について、中長期的・総合的視点に立った基本方針を明確にすることを目的として策定するものです。具体的には、これまでに実施してきた生活排水処理の現状と課題を整理し、本市における今後の生活排水処理の方策を明らかにすることを目的としています。

本市の生活排水処理は、現在、甲州市し尿処理場で塩山地区と勝沼地区の一部を行い、残りの勝沼地区と大和地区の一部のし尿は青木ヶ原衛生センターに処理委託しています。

今後は、人口減少・少子高齢化時代の到来、地域社会構造の変化など、処理施設の整備を取り巻く環境変化に沿った実効性のある計画が求められています。

本計画の策定にあたっては、平成22年3月に生活排水の中長期的な計画である生活排水処理基本計画を策定し、令和元年度に最終目標年度を迎え、計画の見直し時期になっていることから、基本的には前計画を引き継ぐものとして、取組みや現在の環境の状況を踏まえ、取り残した課題、また、新たな課題に対応できる計画として見直しを行うものです。

第2部では、一般廃棄物の中で生活排水処理に関する事項を整理します。

## 第2節 計画の位置づけ

本計画は、ごみ処理基本計画と同様に生活排水の発生から最終処分に至る生活排水に関する全ての体制や施策を包括して定め中期計画となるものです。

計画（生活排水処理基本計画）の位置づけを図1-1に示します。

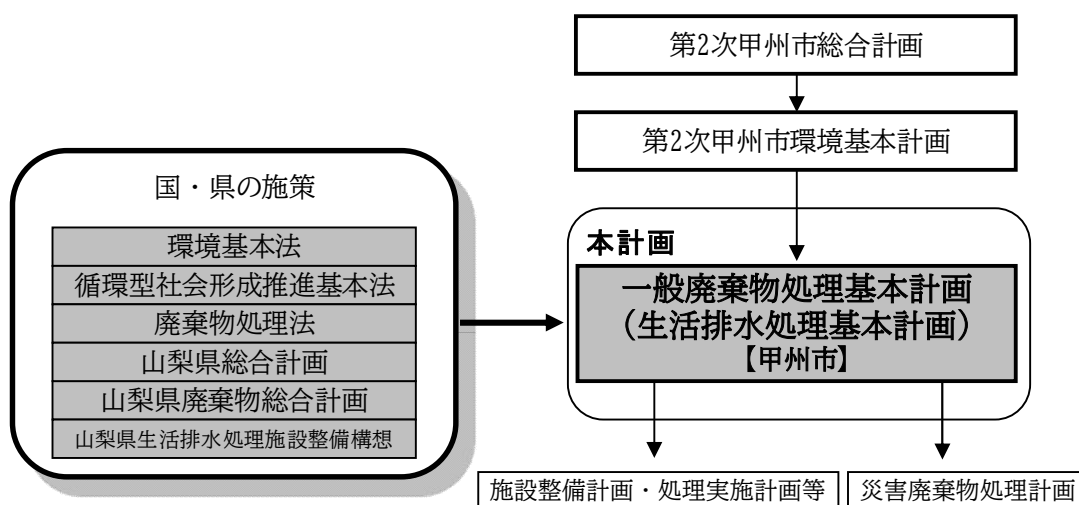


図1-1 計画（生活排水処理基本計画）の位置づけ

### 第3節 計画目標年度

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づく生活排水処理基本計画の策定に当たっての指針について」に基づき中長期的な目標を示すとともに、令和2年度を初年度とし、令和11年度を計画目標年度として策定します。なお、計画の推進を図るため、令和6年度を中間目標年度とし、翌令和7年度には本計画の中間見直しを行うものとします。また、中間見直しでは、適宜各分野の状況を把握するとともに、その効果などについて検討し、必要に応じて新たな対策を講じていきます。

計画目標年度を図1-2に示します。

計画目標年度：令和11（2029）年度

年度	R2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
内 容	← 計画期間 →									
	基本計画開始					中間見直し				

図1-2 計画目標年度

### 第4節 計画対象区域

本計画の対象区域は、ごみ処理と同様に本市の行政区域全体とします。また、必要に応じて旧塩山市を塩山地区、旧勝沼町を勝沼地区、旧大和村を大和地区として整理を行います。

## 第5節 計画の策定手順

本計画では、図 1-3 に示す手順で生活排水処理システムの検討を進めます。

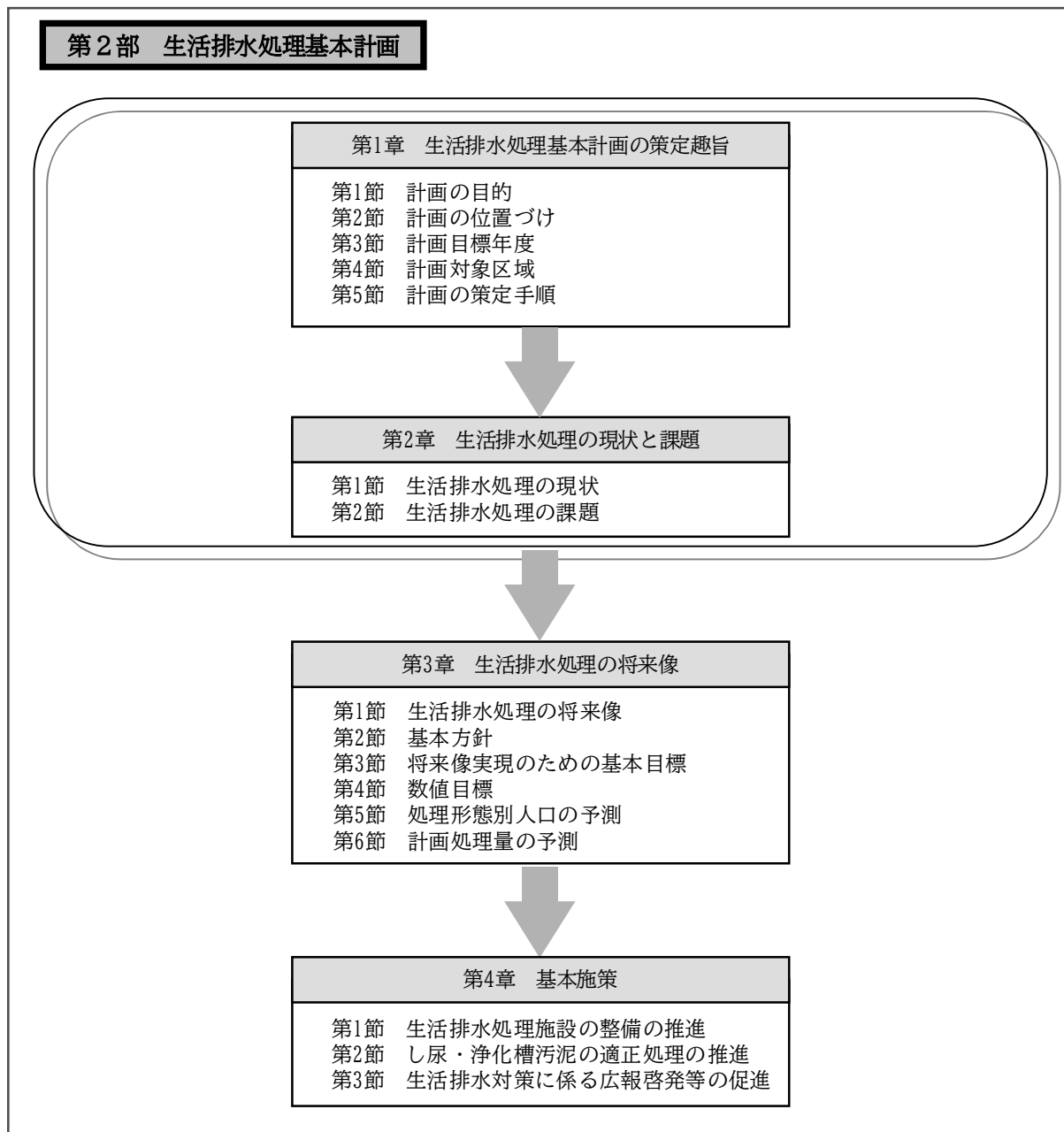


図 1-3 計画（生活排水処理基本計画）の策定手順

## 第 2 章 生活排水処理の現状と課題

### 第 1 節 生活排水処理の現状

#### 1. 生活排水処理体系

本市における生活排水の処理体系を図 2-1 に示します。

一般家庭から排出されるし尿及び生活雑排水については、下水道あるいはし尿処理場、浄化槽等の処理施設において処理されています。しかし、単独処理浄化槽及び汲取りし尿の地域では生活雑排水は未処理の状態で公共用水域へ放流されています。

なお、し尿及び浄化槽汚泥の一部を青木ヶ原衛生センターに委託処理しています。

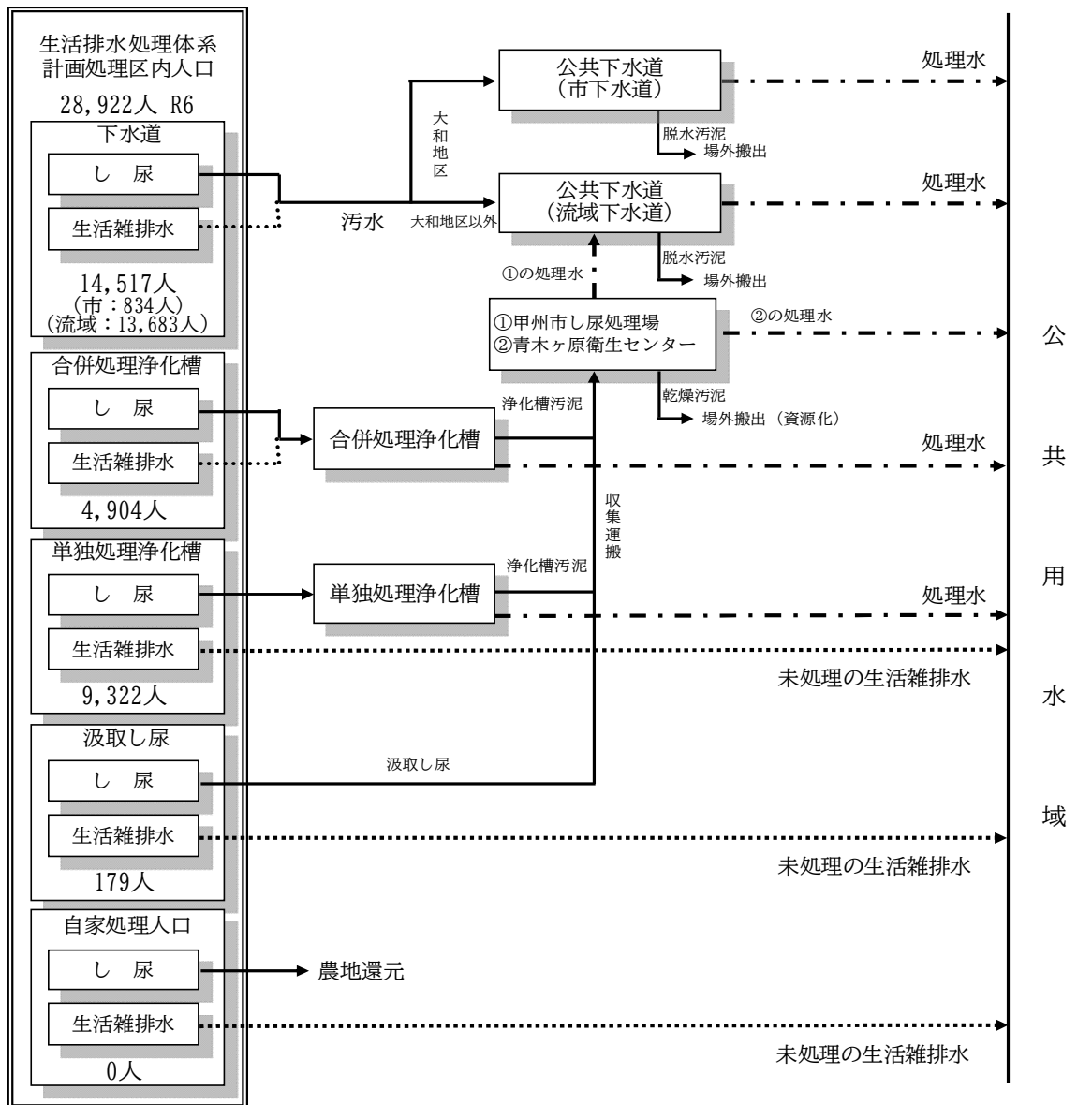


図 2-1 生活排水処理体系 (令和 6 年度)

## 2. 生活排水の処理状況

本市における下水道計画を含めた生活排水の処理状況を以下に示します。

下水道については笛吹川を中心とする峡東流域の公共用水域の水質保全と生活環境の改善を目的に、昭和 53 年から峡東流域下水道計画の関連公共下水道事業として整備を進めています。処理区域は本市（塩山・勝沼地区）の他、甲府市、笛吹市、山梨市となっています。

また、大和地区においては、市単独の公共下水道を整備し、運用しています。

合併処理浄化槽については、市町村設置型及び個人設置型の整備により、基数は増加しています。

本市の過去 4 年間（令和 3 年度～令和 6 年度）における生活排水の処理形態別人口を図 2-2 に示します。

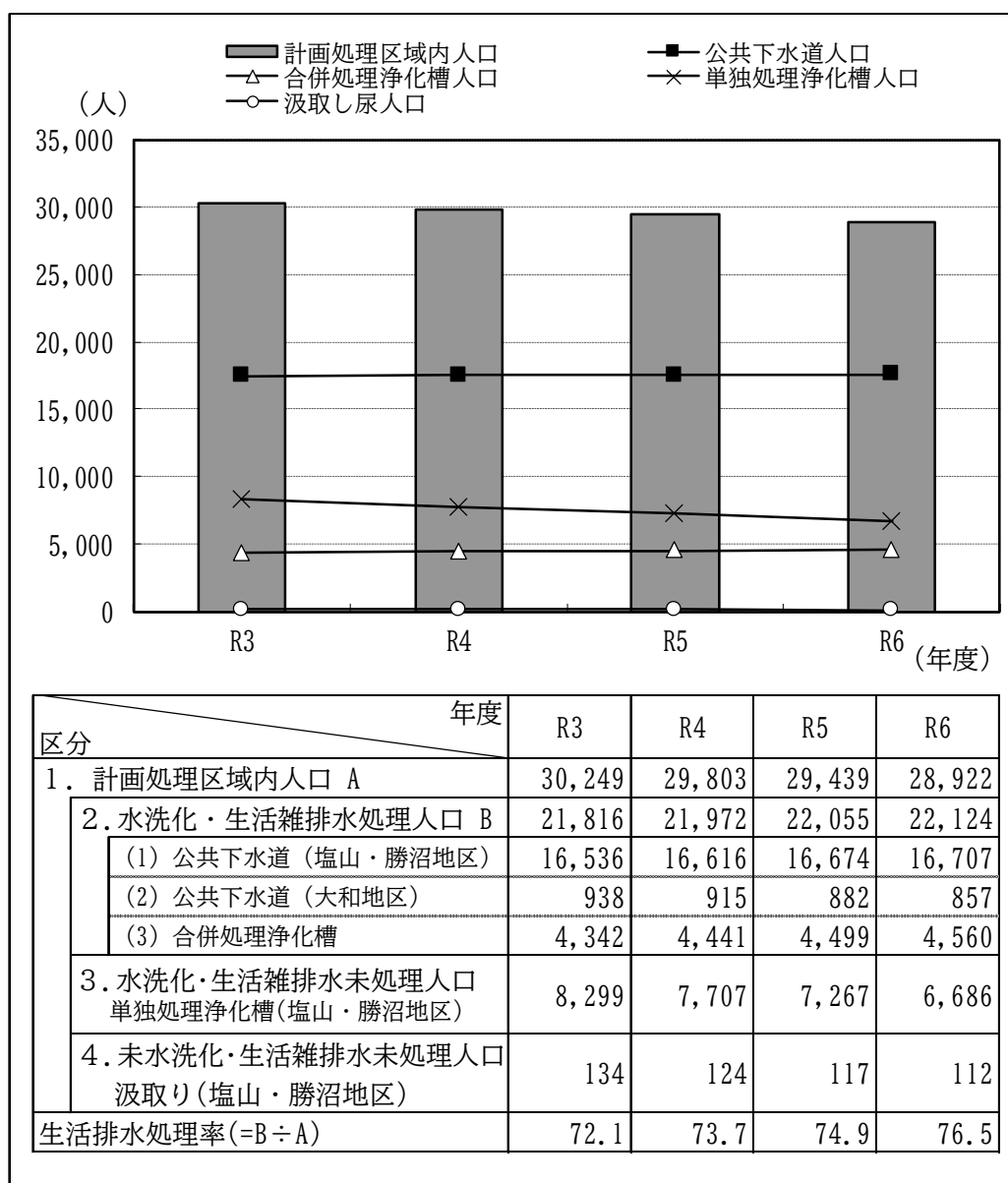


図 2-2 生活排水処理形態別人口

### 3. 生活排水の処理主体

本市における生活排水の処理主体を、表 2-1 に示します。

表 2-1 生活排水の処理主体

区分	対象となる生活排水の種類	処理主体
流域下水道終末処理施設	し尿及び生活雑排水	山梨県
単独下水道終末処理施設	し尿及び生活雑排水	甲州市
市町村設置型合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	甲州市
個別合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	個人
単独処理浄化槽	し尿	個人
し尿処理施設	し尿及び浄化槽汚泥	甲州市

#### 4. 生活排水処理率

本市における生活排水処理率の推移を以下に示します。生活排水処理率とは、処理区域内人口に対して生活排水処理施設が整備されている人口（本市では下水道処理区域内人口、合併処理浄化槽人口が該当）の割合です。

本市の生活排水処理率の推移を図 2-3 に示します。令和 3 年度における生活排水処理率は 72.1%でしたが、下水道、合併処理浄化槽の普及により、令和 6 年度には 76.5%に向上しました。

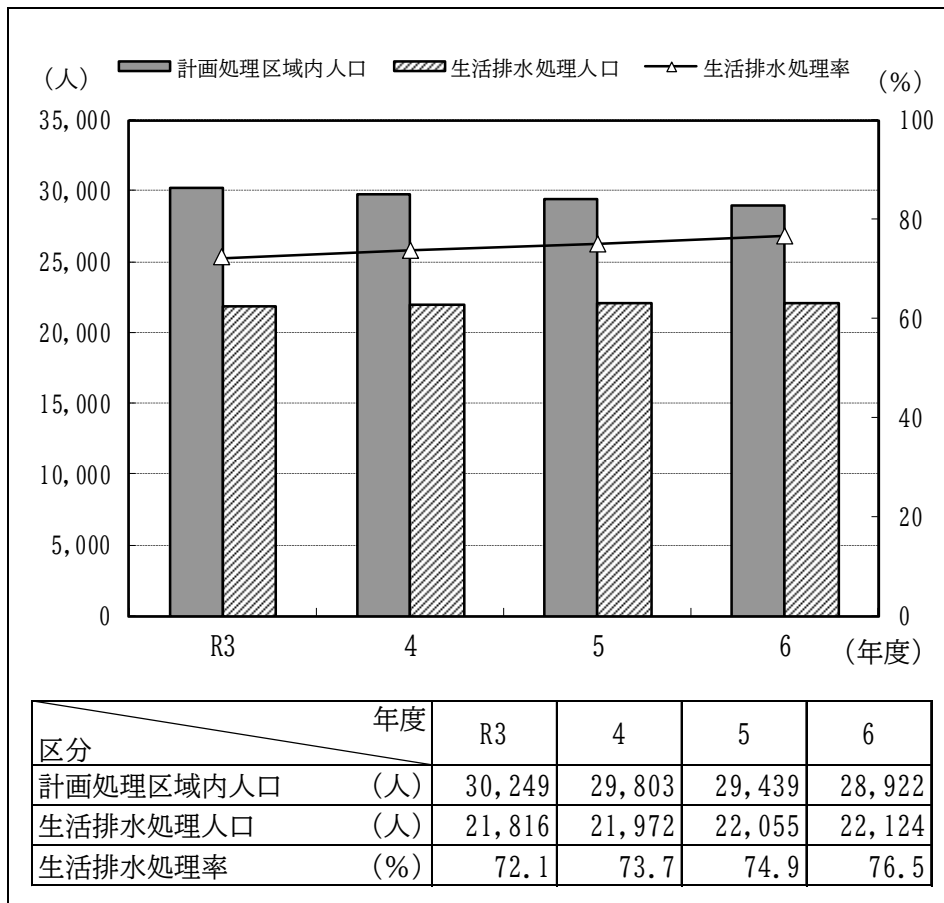


図 2-3 生活排水処理率の推移

#### 《参考》他市の生活排水処理率の推移

市	年度	R3	4	5	6
山梨市	(%)	71.7	72.1	72.7	74.0
笛吹市	(%)	84.0	87.9	87.9	87.9
甲府市	(%)	99.0	99.0	99.1	99.1

## 5. 収集運搬の状況

### 1) 収集区域の範囲

汲取し尿及び浄化槽汚泥の収集区域は、本市の行政区域全域です。

### 2) 収集運搬の方法

#### (1) 収集対象

収集対象は、汲取し尿及び浄化槽汚泥です。過去 5 年間の汲取し尿及び浄化槽汚泥収集量の収集量実績を表 2-2 に示します。

表 2-2 収集量の実績

区分		年度	R2	3	4	5	6
収集量	汲取し尿 (kL/年)		632	615	627	591	614
	浄化槽汚泥 (kL/年)		7,148	6,907	6,662	6,632	6,463
	合計 (kL/年)		7,780	7,522	7,289	7,223	7,077
1日平均収集量 (kL/日)			21.26	20.61	19.97	19.79	19.34

#### (2) 収集運搬の実施体制

汲取し尿及び浄化槽汚泥の収集業者は 3 業者あり、許可業者により収集されています。収集業者・収集車両の内訳を表 2-3 に示します。

表 2-3 収集業者・収集車両の内訳

収集区分	許可業者数	収集車両 (台)			合計
		2.0 t	4.0 t	10.0 t ~ 12.0 t	
汲取し尿、浄化槽汚泥	3	9	6	2	17

#### (3) 収集運搬機材

汲取し尿及び浄化槽汚泥は、バキューム車により収集運搬しています。

## 6. し尿処理施設の概要

### 1) 甲州市し尿処理場

#### (1) 施設の概要

本市で収集した汲取し尿及び浄化槽汚泥の処理を行っています。施設の概要を表 2-4 に、処理工程を図 2-4 に示します。

項目	施設概要
施設名称	甲州市し尿処理場
所在地	甲州市千野3136番地
敷地面積	5,455㎡
建築面積	574㎡
延床面積	809㎡
処理能力	し尿等20 k L/日 (し尿：4 k L、浄化槽汚泥：16 k L)
処理方式	標準脱窒素処理方式
放流先	峡東流域下水道 (BOD：600mg/L、SS：600mg/L)
着工	平成13年3月
竣工	平成15年3月

表 2-4 甲州市し尿処理施設の概要

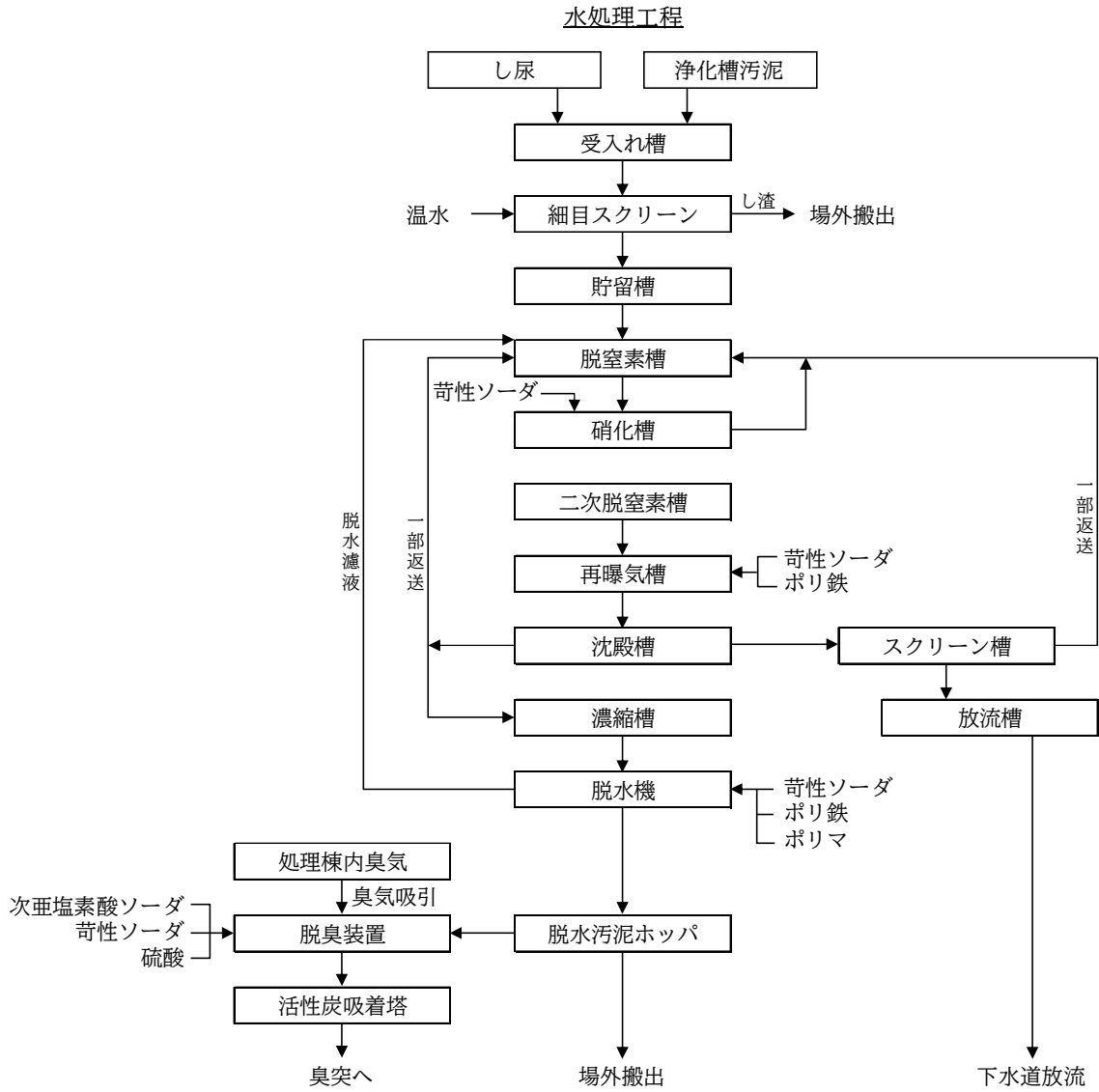


図 2-4 処理工程図（水処理・汚泥処理）（甲州市し尿処理場）

(7) 維持管理費

過去3年間の本市のし尿処理に係る維持管理費の状況を図2-5に示します。維持管理費に係る区分により増減はありますが、全体としては減少傾向を示しています。

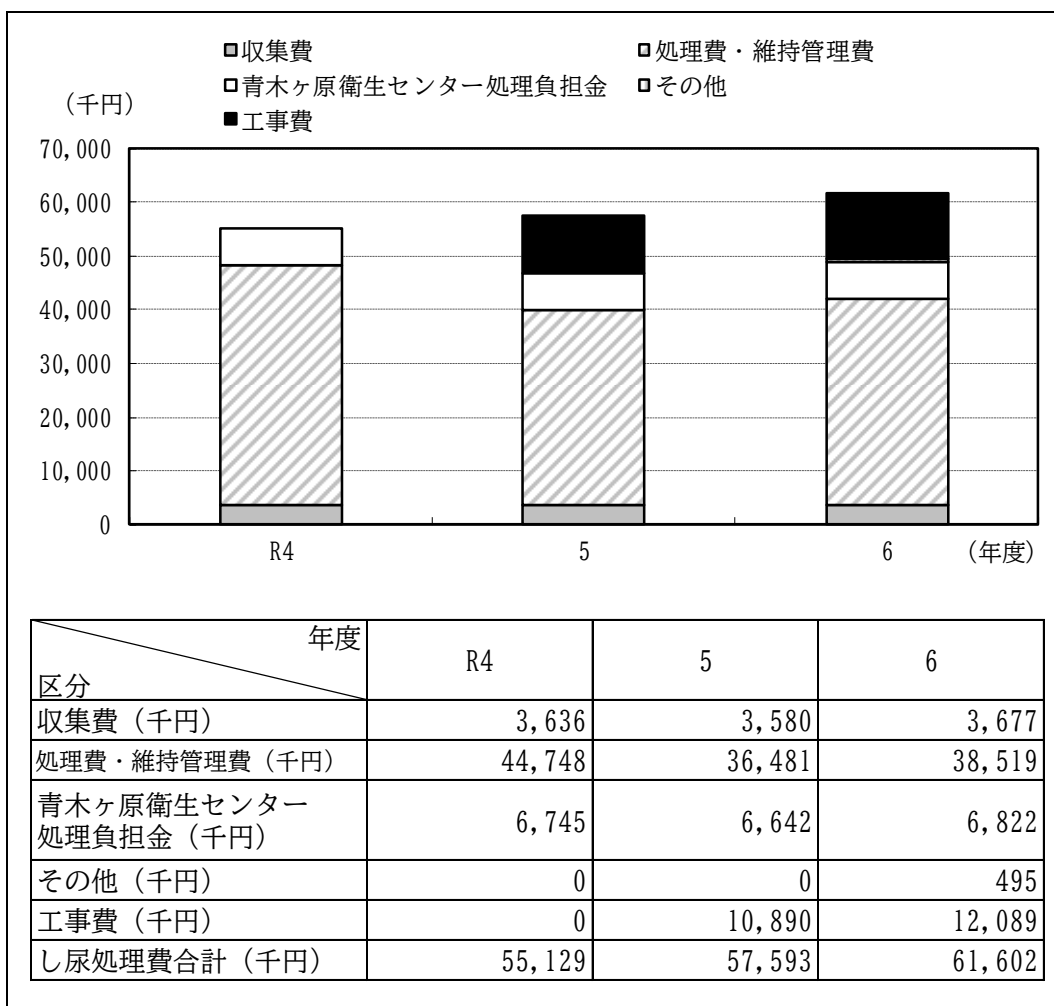


図2-5 維持管理費

(イ) 処理水

甲州市し尿処理場の処理水（放流水）の過去3年間の水質試験結果をまとめたものを表2-6に示します。処理水は、峡東浄化センターへの流入基準を満たしており、特に支障はみられません。

表2-6 処理水の状況（甲州市し尿処理場）

## 7. 下水道の概要

### 1) 峡東浄化センター

塩山・勝沼地区（一部区域を除く）から発生する汚水は、峡東流域下水道にて処理を行っています。峡東流域下水道の終末処理場である峡東浄化センターの概要を表 2-7 に示します。

表 2-7 峡東浄化センターの概要

項目	施設概要
施設名称	峡東浄化センター
所在地	笛吹市石和町東油川字北畑417
計画処理区域	甲州市 (1,286ha) 甲府市 (中道地区) (424.8ha) 笛吹市 (3,279.9ha) 山梨市 (1,352.8ha)
計画処理人口	甲州市 (14,430人) 甲府市 (中道地区) (約2,890人) 笛吹市 (61,530人) 山梨市 (27,210人)
計画処理水量	約74,530m <sup>3</sup> /日
下水排除方式	分流式
処理方式	標準活性汚泥法
管渠延長	63.7km
ポンプ場	3箇所
放流河川	笛吹川
竣工	平成元年7月

※記載数値は、令和6年度末の全体計画数値

出展：山梨県下水道公社ホームページ

### 2) 大和浄化センター

大和地区においては、単独下水道にて処理を行っています。終末処理場である大和浄化センターの概要を表 2-8 に示します。

表 2-8 大和浄化センターの概要

項目	施設概要
施設名称	大和浄化センター
所在地	甲州市大和町鶴瀬954
計画処理区域	49.6ha
計画処理人口	2,700人
計画処理水量	1,200m <sup>3</sup> /日
処理方式	オキシデーションディッチ法
供用開始	平成13年4月

## 第2節 生活排水処理の課題

### 1. 計画目標の達成状況

計画において設定した平成30年度の68.4%から、令和11年度は約79.0%に上昇させることを目指しています。

表2-9 目標の達成

項目	H30 実績値	R6 実績値	R11 目標値
生活排水処理率	68.4%	76.5%	79.0%

### 2. 生活排水処理

公共用水域の水質汚濁等の主な原因には、一般家庭からの台所、洗濯及び風呂等より排出される生活雑排水が挙げられます。本市は河川の上・中流域にあたるため、特に汚染された状況は確認されていませんが、未処理水が負荷を与えていることは事実と考えられます。生態系の保全や水質の向上のためにも、生活排水の河川への排出量削減や適正処理方法について検討する必要があります。

### 3. 生活排水処理率

本市における生活排水処理率〔下水道（整備人口）、合併処理浄化槽の割合〕は、令和6年度で約76.5%であり、令和11年度の目標値79.0%に向けて順調な向上となっています。

### 4. 下水道

本市の下水道には、峡東流域下水道及び単独下水道がありますが、令和6年度時点での峡東流域下水道は水洗化率（接続率）がおおむね81.9%（下水道整備人口：16,707人、水洗化人口：13,683人）であり、市単独下水道は水洗化率（接続率）がおおむね97.3%（下水道整備人口：857人、水洗化人口：834人）となっており、特に峡東流域下水道について水洗化率の向上が課題となっています。

流域下水道では、引き続き下水道事業計画認可区域の整備・拡大を推進するとともに、整備区域内の下水道接続率の向上に努めていく必要があります。特に、生活雑排水が未処理となっている汲取り尿及び単独処理浄化槽設置世帯には早期接続を促し、指導していく必要があります。

## 5. 合併処理浄化槽

国の浄化槽市町村整備推進事業を活用し浄化槽を整備していますが、依然として単独処理浄化槽や汲取式トイレを利用している世帯が存在しています。これらの世帯について合併処理浄化槽への転換を進めていく必要があります。

## 6. 単独処理浄化槽

法改正により生活雑排水が未処理となる単独処理浄化槽の新規設置が禁止され、合併処理浄化槽の設置が義務づけられたことにより、本市での新規設置はありませんが、依然として設置済みの単独処理浄化槽による処理が行われています。既存の単独処理浄化槽の状況を把握し、合併処理浄化槽等への転換を指導していく必要があります。

## 7. 汲取し尿及び浄化槽汚泥の処理

現在、本市の汲取し尿及び浄化槽汚泥は、し尿処理施設に搬入して処理しています。汲取し尿人口は、本市において減少傾向にありますが、観光客数が増えたことにより搬入量は変化の少ない状況であり、これらを適正に処理する必要があります。

## 8. し尿処理施設

現在、本市の汲取し尿及び浄化槽汚泥については、甲州市し尿処理施設に搬入して処理を行っています。ただし、一部は青木ヶ原衛生センターでの処理を行っている状況です。したがって、青木ヶ原衛生センターへの搬出を減少させるため、下水道等の普及を進める必要があります。

将来的には下水道等の整備がさらに進み、それらの排出量は減少し、性状も変化していくものと思われます。また、施設の老朽化の影響等を考慮しなければなりません。そのため、効率的、経済的なし尿処理施設の整備・運営方法を検討する必要があります。

## 9. 資源化・有効利用

現在、し尿処理施設からの排出汚泥は脱水乾燥機の老朽化により、農地還元は休止しています。循環型社会の構築の観点からみると、これらの資源化有効利用を行うため機械設備の更新に関して調査・研究する必要があります。

## 10. 広報・啓発活動

適正な生活排水処理、し尿処理を推進するためには、市民が生活排水処理の重要性を認識することが重要です。また、適切な浄化槽維持管理の必要性から、浄化槽の保守・点検、清掃及び検査の徹底を図るよう啓発していく必要があります。

## 第3章 生活排水処理の将来像

### 第1節 生活排水処理の将来像

山梨、埼玉、長野、東京の1都3県にまたがる秩父多摩甲斐国立公園を中心とした地域が、甲武信ユネスコエコパークとして令和元年6月に登録され、甲武信ヶ岳、金峰山、雲取山等の日本百名山に挙げられる山々が連なる奥秩父主稜を中心に、荒川、多摩川、笛吹川（富士川）、千曲川（信濃川）源流部及びその周辺地域をエリアとしております。

本市には、甲府盆地中央部を西に向かって笛吹川が流れており、大変豊かな水環境に恵まれています。

これら河川などの公共用水域が生活排水により汚濁されると、その改善は困難であり、豊かな観光資源、農業資源などを失うこととなります。あらゆる生命の源である水と、美しい自然環境を守るためには、生活排水の浄化が極めて重要な課題です。

市民に対し生活排水処理の重要性について積極的な啓発を行うとともに、下水道等の整備拡充、合併処理浄化槽の設置推進と併せ、し尿処理施設の適正な運転・整備の施策を講じることで、公共用水域の水質保全を図り、水が育む豊かな自然環境を保全することにより、以下の将来像を目指していくこととします。

自然と共生する環境保全のまちづくりをめざして

## 第2節 基本方針

本計画における基本方針を以下のように設定します。

### 水環境の保全

健全な水循環系の構築、水環境への負荷の少ない取り組みの推進を図ります。

## 第3節 将来像実現のための基本目標

将来像の実現に向けて、具体的な行動指針となる基本目標を以下のとおり定めます。

### 1. 生活排水処理施設の整備の推進

下水道計画区域内の生活排水は、下水道による適正処理を推進するとともに、事業認可区域での早期整備の達成を図るものとします。一方、下水道計画区域外においては、住宅の新築、改築に合わせて合併処理浄化槽の設置推進を図ります。

### 2. し尿・浄化槽汚泥の適正処理の推進

し尿・浄化槽汚泥等の処理をするために、安定的かつ適切なし尿処理施設の維持・運転管理に心掛け、適正処理の推進を図ります。

### 3. 生活排水対策に係る広報啓発等の促進

生活排水対策の必要性・浄化槽管理の重要性等について、引き続き住民の生活排水の適正処理に対する意識を広報・啓発活動の推進を図ります。

## 第4節 数値目標

ここでは、基本理念・基本方針を達成するための行動の目安である具体的な数値目標を設定します。

令和6年度における本市の生活排水処理率は76.5%です。本市では、今後とも公共下水道の整備拡充及び合併処理浄化槽の普及を促進することにより、計画目標年度である令和11年度には生活排水処理率（人口に占める下水道整備人口、合併処理浄化槽人口の割合）を約82.3%に上昇させることを目指します。

### [本計画の数値目標]

◇生活排水処理率：平成30年度の68.4%から、令和11年度は約82.3%に上昇させる

## 第5節 処理形態別人口の予測

### 1. 計画処理区域内人口

本市の計画処理区域内人口は、第1部ごみ処理基本計画に記載した数値を採用します。本市の人口は減少傾向となっており、今後も減少が予測されています。

### 2. 処理形態別人口

前述の数値目標に基づき、将来目指すべき生活排水の処理形態別人口を算出します。

生活排水の処理形態別人口の予測は、本市が過去の傾向を踏まえて行った予測値を採用します。農業集落排水施設人口、コミュニティプラント人口、自家処理人口等については、現時点では計画されていないため、見込まないこととします。汲取し尿人口については、傾向に近い過去4年の実績を回帰予測し、単独処理浄化槽人口は全体人口からの差引により将来処理人口を算出します。

本市の生活排水処理形態別人口の予測結果を図3-1に示します。

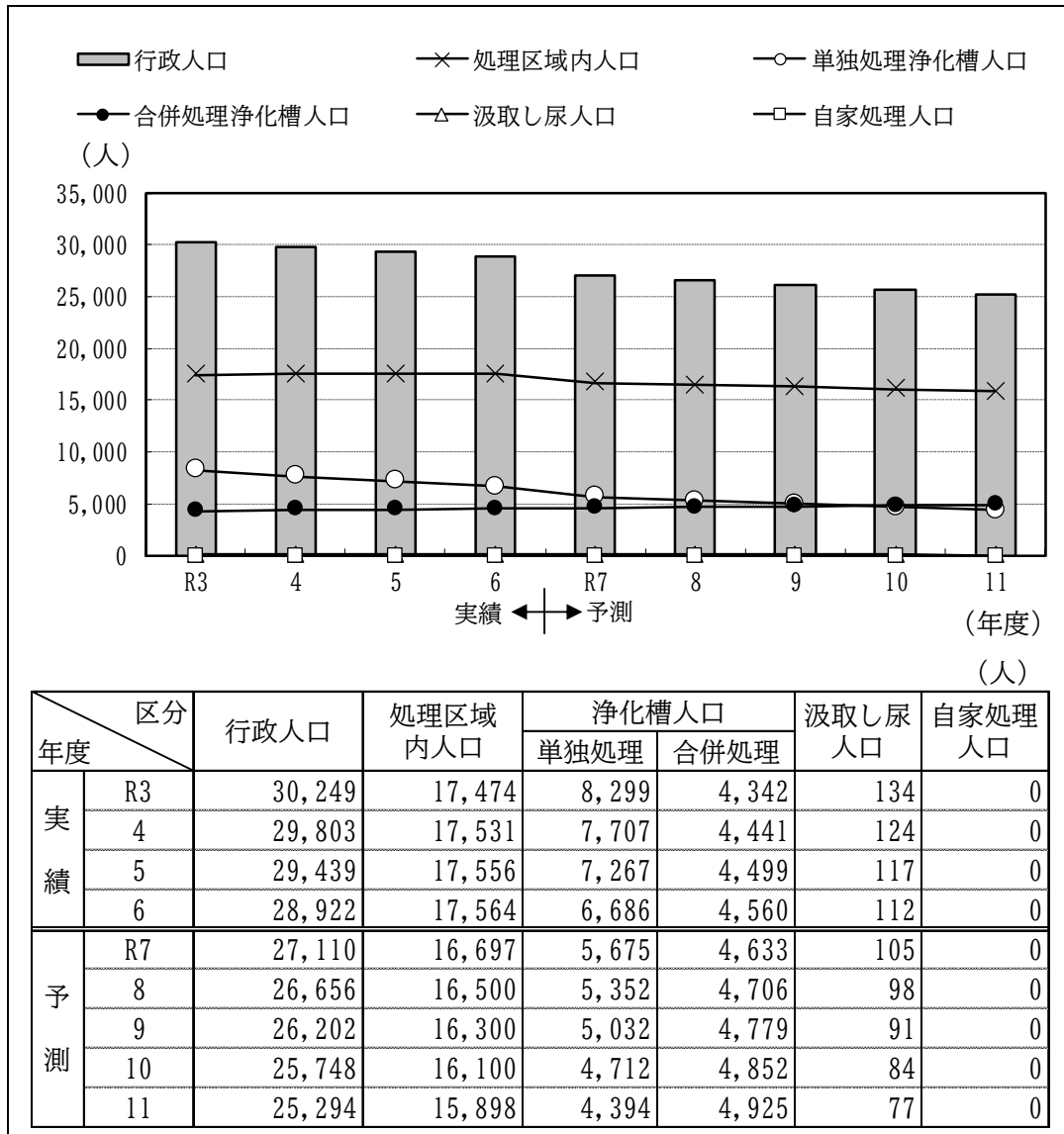


図 3-1 処理形態別人口の予測結果

## 第6節 計画処理量の予測

### 1. 計画収集人口

表 3-1 に汲取し尿、単独処理浄化槽及び合併処理浄化槽の計画収集人口の予測結果を示します。

表 3-1 計画収集人口

(人)

年度	区分	汲取し尿人口	浄化槽人口		合計
			単独処理	合併処理	
実績	R3	134	8,299	4,342	12,775
	4	124	7,707	4,441	12,272
	5	117	7,267	4,499	11,883
	6	112	6,686	4,560	11,358
予測	R7	105	5,675	4,633	10,413
	8	98	5,352	4,706	10,156
	9	91	5,032	4,779	9,902
	10	84	4,712	4,852	9,648
	11	77	4,394	4,925	9,396

### 2. し尿等収集量実績及び排出量原単位

#### 1) し尿等収集量実績

甲州市し尿処理場での過去3年間の収集量を表 3-2 に示します。

表 3-2 し尿月別収集量実績（甲州市し尿処理場）

	令和4年度				令和5年度				令和6年度			
	汲取し尿 (KL/月)	浄化槽汚泥 (KL/月)	計 (KL/月)	1日あたり 収集量 (KL/日)	汲取し尿 (KL/月)	浄化槽汚泥 (KL/月)	計 (KL/月)	1日あたり 収集量 (KL/日)	汲取し尿 (KL/月)	浄化槽汚泥 (KL/月)	計 (KL/月)	1日あたり 収集量 (KL/日)
	4月	49.19	526.27	575.46	19.18	43.92	547.09	591.01	19.70	54.47	553.70	608.17
5月	55.28	462.79	518.07	16.71	47.78	452.96	500.74	16.15	50.30	553.05	603.35	19.46
6月	52.25	532.86	585.11	19.50	61.78	572.90	634.68	21.16	52.30	507.63	559.93	18.66
7月	43.02	642.50	685.52	22.11	43.93	571.10	615.03	19.84	49.61	639.05	688.66	22.21
8月	55.65	490.20	545.85	17.61	65.67	564.82	630.49	20.34	46.70	477.55	524.25	16.91
9月	44.07	554.18	598.25	19.94	40.64	398.10	438.74	14.62	47.96	347.99	395.95	13.20
10月	61.96	514.34	576.30	18.59	54.35	580.20	634.55	20.47	59.85	511.73	571.58	18.44
11月	49.29	482.94	532.23	17.74	42.96	471.83	514.79	17.16	60.92	377.72	438.64	14.62
12月	61.08	402.95	464.03	14.97	44.39	339.49	383.88	12.38	51.43	363.52	414.95	13.39
1月	18.93	467.80	486.73	15.70	24.61	504.10	528.71	17.06	26.77	432.47	459.24	14.81
2月	36.42	364.00	400.42	14.30	31.78	396.62	428.40	15.30	32.98	451.14	484.12	17.29
3月	39.14	607.82	646.96	20.87	34.39	624.09	658.48	21.24	37.10	605.45	642.55	20.73
合計	566.28	6,048.65	6,614.93	—	536.20	6,023.30	6,559.50	—	570.39	5,821.00	6,391.39	—
1日平均収集量 (計/365日)	1.55	16.57	—	18.12	1.47	16.50	—	17.97	1.56	15.90	—	17.46
月最大変動係数	1.22				1.18				1.27			

※1) 月最大変動係数は、1日当たり収集量の最大となる月の値を、各月の1日当たり収集量の平均値で除して求めた。

## 2) 排出量原単位

### (1) 汲取し尿

汲取し尿の原単位については、過去 3 年間の甲州市し尿処理場と青木ヶ原衛生センターの処理量の平均値を基に 14.94 (ℓ/人・日) を採用することとします。

### (2) 浄化槽汚泥

浄化槽汚泥については、単独と合併の両方が混在した状態で搬入されているため、原単位については、過去 3 年間の甲州市し尿処理場と青木ヶ原衛生センターの処理量の平均値を基に（合併処理浄化槽汚泥：2.11 (ℓ/人・日)、単独処理浄化槽汚泥：1.26 (ℓ/人・日)）を採用することとします。

## 3) 月最大変動係数

月最大変動係数については、甲州市し尿処理場の過去 3 年間の処理量を基に、1.22 とします。

## 3. 計画処理量の算定

各年度の計画平均処理量、計画処理量の予測結果を図 3-2 に示します。

令和 7 年度の計画平均処理量は 18.5kL/日と予測され、計画目標年度の令和 11 年度では 17.1kL/日と予測されます。計画平均処理量は下水道の普及により減少傾向を示すことが予測されます。

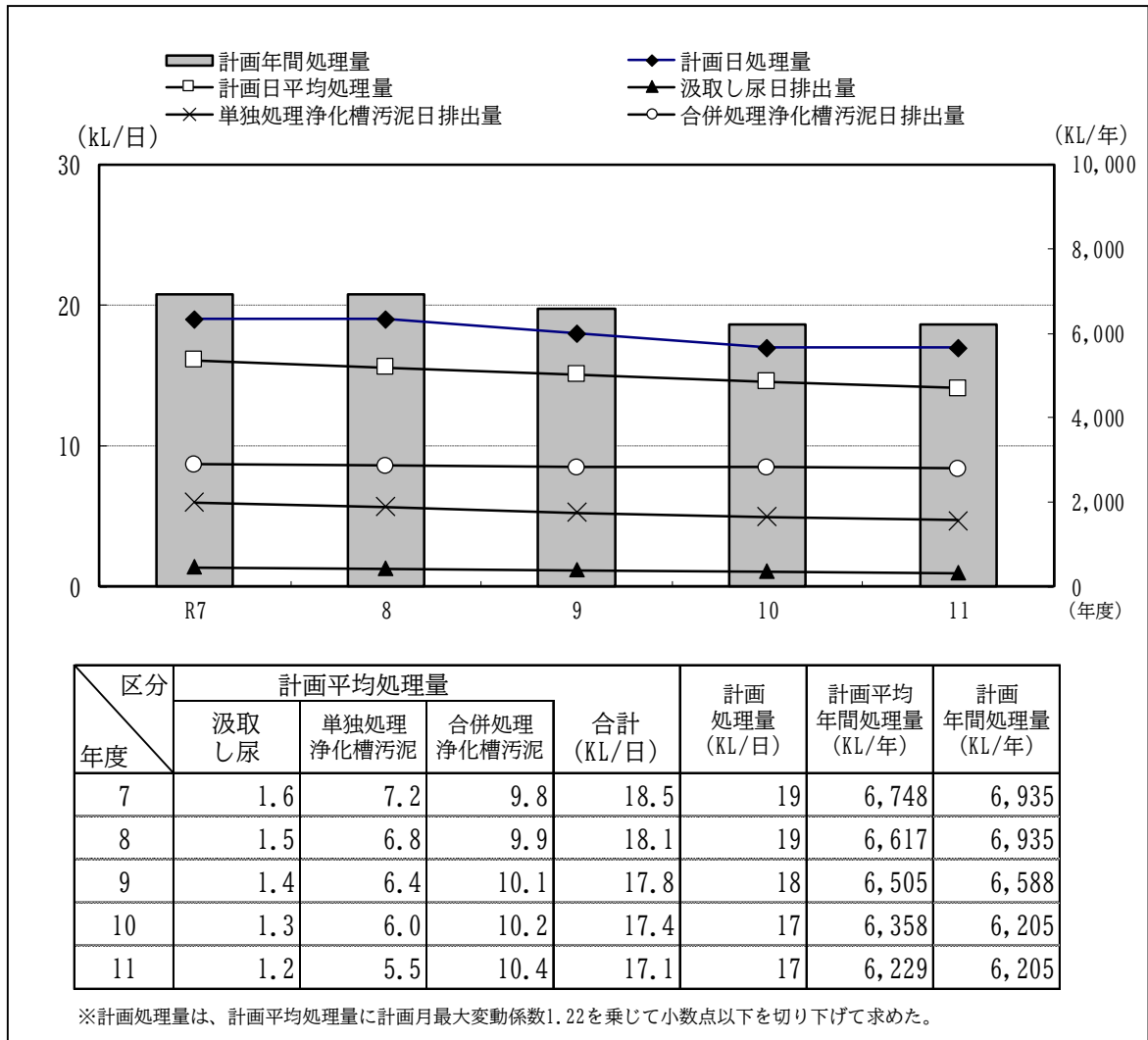


図 3-2 計画処理量等の予測結果

## 第4章 基本施策

基本方針と基本施策に基づき、以下に示す具体的な取り組みを実施していくこととします。

### 《生活排水処理基本計画の施策体系》

将来像	基本方針	基本施策	具体的な取り組み
自然と共生する環境保全のまちづくりをめざして	水環境の保全	生活排水処理施設の整備の推進	生活排水対策の推進
		し尿・浄化槽汚泥の適正処理の推進	適正な収集運搬体制の構築
			し尿処理施設の維持管理
			適正な処理の推進
			資源化の推進
			災害時のし尿収集・処理体制の構築
		生活排水対策に係る広報啓発等の促進	市民に対する広報・啓発活動

## 第7節 生活排水処理施設の整備の推進

本節では、生活排水処理に関する基本的事項について検討し、目標年度における生活排水の種類別、処理主体別に生活排水処理全体の整合性を図るとともに、その内容について定めます。

### 1. 生活排水対策の推進

#### 1) 処理の目標

本市から発生するおおむねすべての生活排水を、処理施設において処理することを目標とします。

なお、公共下水道全体計画により効率的な整備を図ります。また、その他の地域では、合併処理浄化槽等による整備を推進し、し尿処理施設からの排出汚泥は、資源化有効利用を行うため機械設備の更新に関して調査・研究をしていくこととします。

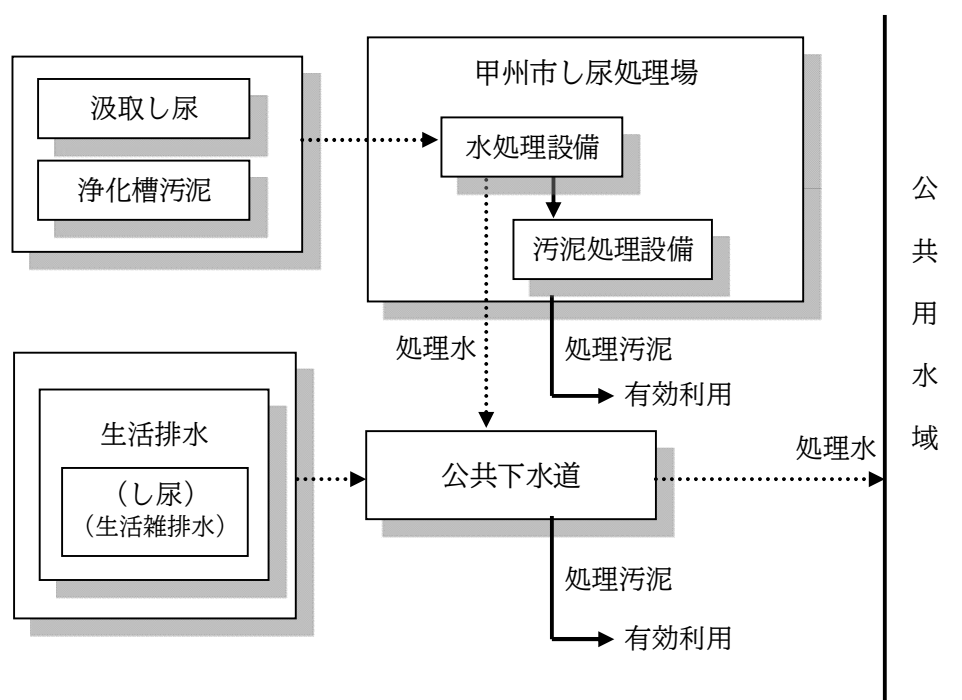


図 4-1 将来の生活排水の処理体系

## 2) 生活排水の処理計画

公共下水道全体計画により公共下水道を整備し、計画目標年度（令和 11 年度）における下水道整備人口は 15,898 人を目標としています。

公共下水道処理区域外の地区については、合併処理浄化槽の普及を図ることとします。

発生する汲取り尿及び浄化槽汚泥は、し尿処理施設において適切に処理を行い、公共用水域の保全に努めていきます。

生活排水処理率の推移を図 4-2 に示します。

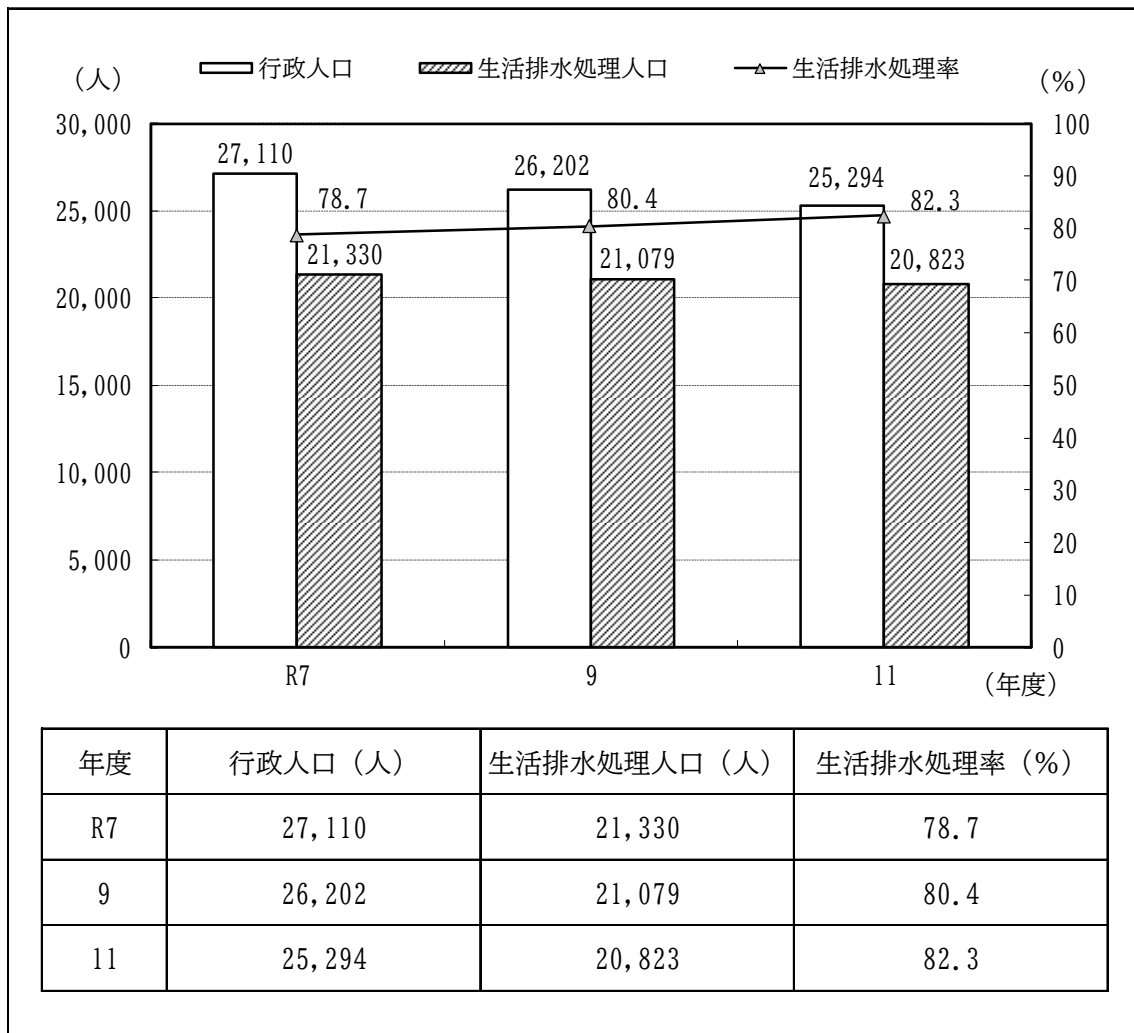


図 4-2 生活排水処理率の推移

### 3) 公共下水道

市内（一部区域を除く）に公共下水道を整備しており、すでに供用が開始されています。今後も、下水道計画処理区域において整備を進めていくとともに、接続率の向上を目指します。

### 4) 合併処理浄化槽

市内の下水道計画処理区域外では、合併処理浄化槽の普及を進めると同時に、国の浄化槽市町村整備推進事業を進めていきます。なお、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換も推進していきます。

生活排水処理に係る施設及び整備計画概要を表 4-1 に示します。

表 4-1 生活排水処理に係る施設及び整備計画概要

項目	処理区域	計画処理人口 (人)
峡東流域下水道	塩山・勝沼地区（一部区域を除く）	15,898
市単独下水道	大和地区（一部区域を除く）	
合併処理浄化槽（市設置）	上記地区内の一部の区域	4,925

### 5) 農業集落排水施設

農業集落排水施設の整備計画は、現時点ではありません。

### 6) コミュニティプラント

コミュニティプラントの整備計画は、現時点ではありません。

## 第8節 し尿・浄化槽汚泥の適正処理の推進

本市の目標年度におけるし尿及び汚泥の処理体系は、図4-3のとおりです。

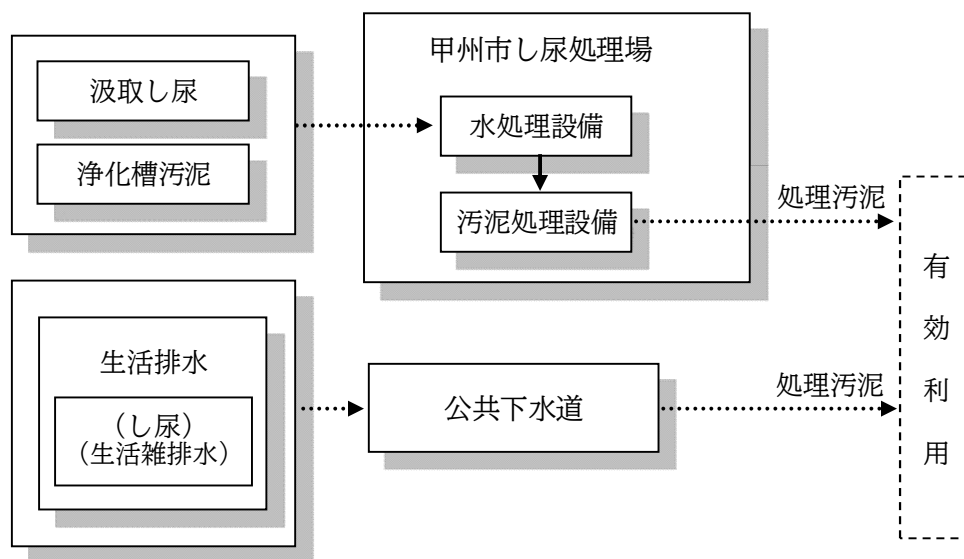


図4-3 目標年度におけるし尿・汚泥の処理体系

### 1. 適正な収集運搬体制の構築

#### 1) 収集運搬に関する目標

生活圏から発生するし尿及び浄化槽汚泥を迅速かつ衛生的に収集することはもとより、収集量に見合った収集体制の効率化・円滑化を図り、施設への搬入量の変動を抑えるため計画的な収集を行うことを目標とします。

#### 2) 収集区域の範囲

収集区域の範囲は、本市の行政区域全域とします。

#### 3) 収集運搬方法

##### (1) 区分

収集区分は、汲取し尿と浄化槽汚泥とします。なお、浄化槽汚泥の収集は浄化槽の規模の大小に関係なく実施するものとし、収集対象は汚泥のみとします。

##### (2) 実施主体

汲取し尿の収集運搬の実施主体は、現行どおり本市が許可する収集業者によるものとし、浄化槽汚泥の収集運搬の実施主体は、現行どおり許可業者によるものとし、

### (3) 収集運搬機材

汲取し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬機材は、バキューム車によるものとしますが、悪臭問題等へ対応するため収集車両について、今後検討していくこととします。

### (4) 収集方法

汲取し尿は、現行どおり許可業者による申込み受け付けにより計画収集を行います。

浄化槽汚泥は現行どおり許可業者による収集とします。また、将来浄化槽汚泥の減少に伴い、汲取し尿との収集比率が変化することが予想されるため、収集業者や関係機関との協議を図り、収集方法について検討していくこととします。

## 2. し尿処理施設の維持管理

### 1) 中間処理の目標

中間処理施設として安定的かつ適切なし尿・浄化槽汚泥等の処理をするために、安定的かつ適切なし尿処理施設の維持・運転管理に心掛け、今後想定されるし尿・浄化槽汚泥の搬入量の減少や施設の老朽化の影響等を考慮し、し尿処理施設の設備状況を勘案した適正な施設運営を行うことを目標とします。

### 2) 中間処理量

中間処理量は、原則として計画収集区域から発生する汲取し尿及び浄化槽汚泥の全量とします。

なお、将来、浄化槽汚泥の減少に伴い、汲取し尿との収集比率が変化することが予想されるため、質的量的変化に対応した運転条件を検討していくこととします。

### 3) 処理方法

現行どおり、中間処理施設にて汲取し尿及び浄化槽汚泥を適切に処理していくこととしますが、排出汚泥の資源化や生ごみ等の有機性廃棄物などを合わせて適正処理できる施設等の調査・検討を行います。

### 3. 適正な処理の推進

#### 1) 最終処分に関する目標

最終処分については、安全を図り適正に処理し、最終的には無害化、安定化させることを目標とします。

#### 2) 最終処分方法

し尿処理施設に係る最終処分は、水処理工程から発生する資源化後の汚泥残さが該当します。

汚泥残さの最終処分については、適正処理を依頼することとします。

### 4. 資源化の推進

#### 1) 資源化に関する目標

水処理から発生する汚泥については、資源化し有効利用をすることを目標とします。

#### 2) 資源化方法

資源物の有効利用方法については、水処理から発生する汚泥を資源化施設に搬送し、資源化を行います。また、将来的には生ごみ等の有機性廃棄物と併せて処理する施設等の整備について、調査・検討していくこととします。

### 5. 災害時のし尿収集・処理体制の構築

災害時に発生するし尿・浄化槽汚泥は、「甲州市災害廃棄物処理計画」に従い適正処理を行います。そのため、早急に災害廃棄物の収集・運搬体制と処理体制を整えることが必要であり、本市内部にとどまらず、国・県・周辺市、さらに民間事業者との連携についても体制づくりを進めます。

## 第9節 生活排水対策に係る広報啓発等の促進

### 1. 市民に対する広報・啓発活動

生活排水処理を適正かつ迅速に進めていくための方法として、以下の項目があげられます。

#### 1) パンフレットやポスターによる市民意識の高揚

公共用水域の水質汚濁の現状と、その原因の一つが各家庭から排出される生活雑排水等にあることをパンフレットやポスター、広報紙等で示し、市民の排水処理に係る意識を高めていくこととします。

#### 2) 台所の三角コーナーや微細目ストレーナ等の周知

生活排水の汚濁物質削減方法として、調理くずを回収する三角コーナーや微細目ストレーナ、廃食用油を拭き取るキッチンペーパー等の有効な手段を住民に周知させ、市民参加の生活排水処理対策を促進していくこととします。

#### 3) 施設・設備等見学会の開催

水質汚濁と生活排水との関係を深く理解してもらうため、処理施設や設備の見学会等について開催していくこととします。

#### 4) 意見交換会等による住民意識の確認と認識

水質汚濁や生活排水処理への関心及び理解度、台所排水や廃食用油の処理、その他実践していることについて意見交換会等を行い、生活排水に対する市民の意識を確認していくこととします。

#### 5) 生活排水処理対策推進に係る市民組織の育成及びその活動支援

地域住民を主体とした生活排水処理対策推進のための組織育成や、それらの活動の支援方法について検討していくこととします。



## 第3部 資料編





## 2. 気象

過去 10 年間の本市の気象概況を表 1-1 に示します。また、令和 6 年の月別気象概況を図 1-2 に示します。令和 6 年における平均気温は 15.8℃、降水量は 1192.5mm、平均風速は 1.3m/s、最多風向は南東となっています。

気温は夏に気温が高く、冬に気温の低い盆地特有の傾向を示しています。また、降水量は夏場に多く、冬に少ないことから、太平洋側の影響を強く受ける形となっています。

表 1-1 気象概況

区分 年度	気温 (°C)			降水量 (mm)	平均風速 (m/s)	最多風向
	極値		平均			
	最高	最低				
H27	37.3	-7.1	14.5	1,048.5	1.5	南東
28	38.8	-9.7	14.7	985.0	1.4	南東
29	37.1	-7.6	14.0	956.0	1.5	南東
30	39.1	-8.1	15.0	1,085.0	1.3	南東
R1	38.0	-6.5	14.9	1,317.5	1.3	南東
2	39.3	-6.9	14.9	1,266.5	1.3	南東
3	39.7	-7.8	14.8	1,065.5	1.3	南東
4	40.2	-7.4	14.9	1,041.5	1.3	南東
5	38.8	-9.2	15.6	1,014.5	1.2	南東
6	39.6	-5.4	15.8	1,192.5	1.3	南東

区分 年次	気温 (°C)			降水量 (mm)	平均風速 (m/s)	最多風向
	極値		平均			
	最高	最低				
R6	39.6	-5.4	15.8	1,192.5	1.3	南東
1月	15.4	-5.4	3.8	24.0	1.2	西
2月	24.0	-3.7	5.8	57.5	1.3	南東
3月	27.1	-4.0	7.3	114.0	1.4	西北西
4月	30.7	2.3	16.5	62.0	1.9	東南東
5月	31.5	4.8	18.8	178.5	1.5	南東
6月	35.0	13.0	22.0	226.5	1.2	南東
7月	39.6	20.9	27.4	90.0	1.0	東南東
8月	38.9	21.4	27.8	224.0	1.1	南東
9月	36.5	14.2	25.9	17.5	1.6	東南東
10月	31.7	6.7	19.1	129.5	1.3	東南東
11月	23.2	-0.4	11.2	69.0	1.1	南東
12月	16.9	-4.6	4.0	0.0	1.4	南東

出典：気象庁ホームページ（勝沼（アメダス））

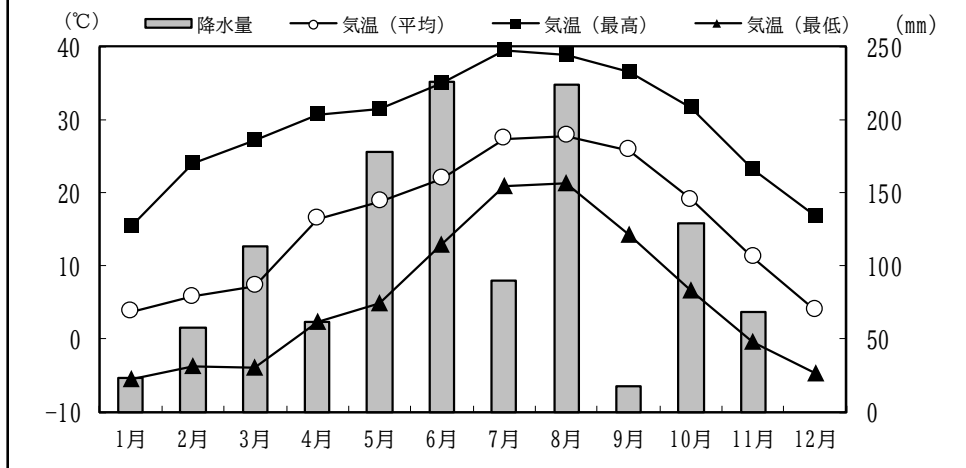


図 1-2 月別気象概況（令和 6 年）

## 第2節 社会的特性

### 3. 人口の動態・分布

#### 1) 人口動態

人口及び世帯数の推移を図1-3に示します。

本市の平成27年から令和6年度の人口推移は微減傾向にあり、対して世帯数は令和2年度に微増となりますが、以降は微減傾向となります。

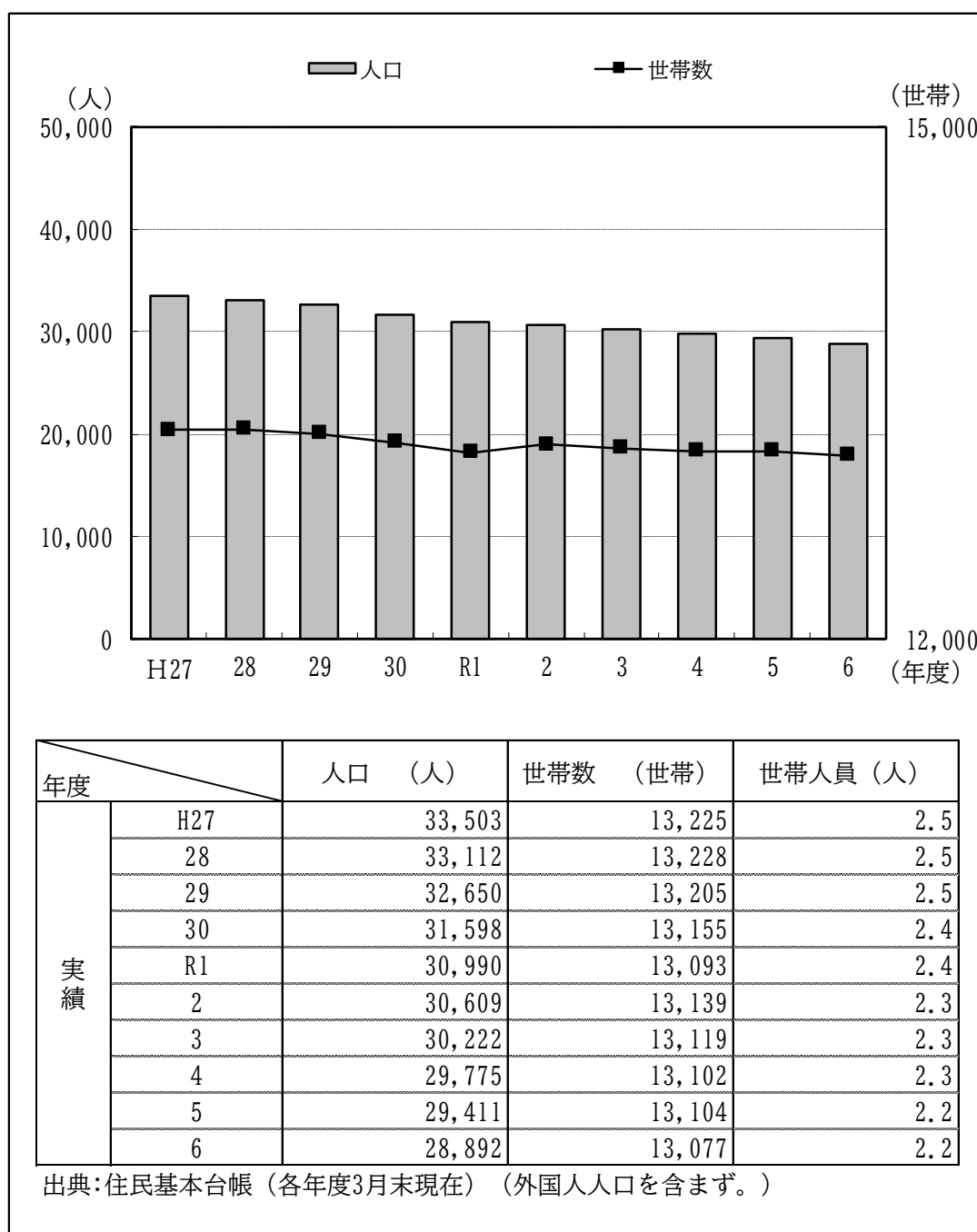


図1-3 人口及び世帯数の推移

## 2) 人口分布

令和2年（国勢調査）の年齢別人口を図1-4に示します。本市の年齢構成においては、70歳から74歳までの人口が一番多く、次いで65歳から69歳の人口が多くなっています。

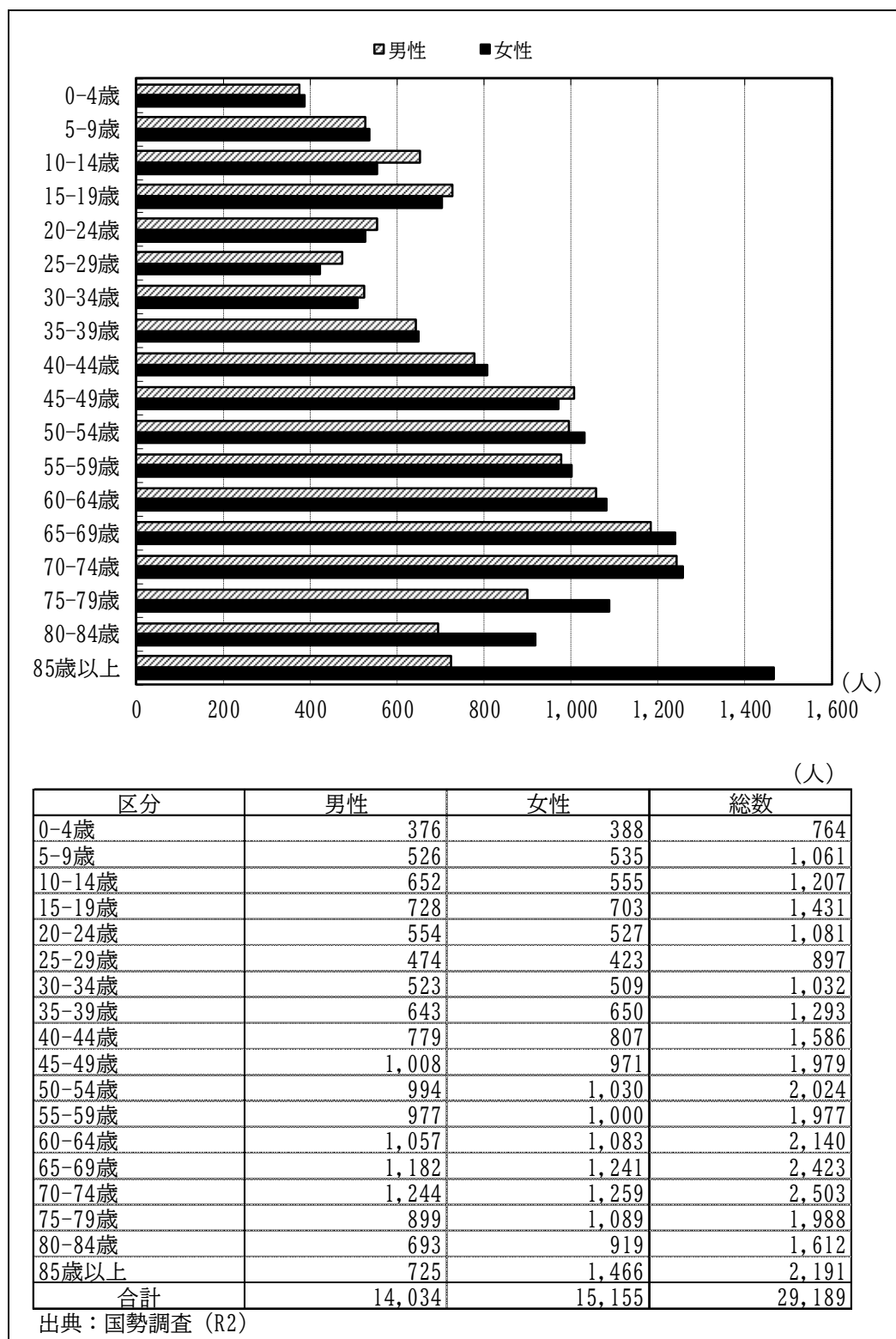


図1-4 年齢別人口分布図

#### 4. 産業

##### 1) 産業別就業者数

本市の産業別就業者数を図1-5に示します。

構成比で見ると、第一次産業が3,615人(24.1%)、第二次産業2,826人(18.8%)、第三次産業8,556人(57.1%)で、第三次産業が最も高くなっています。

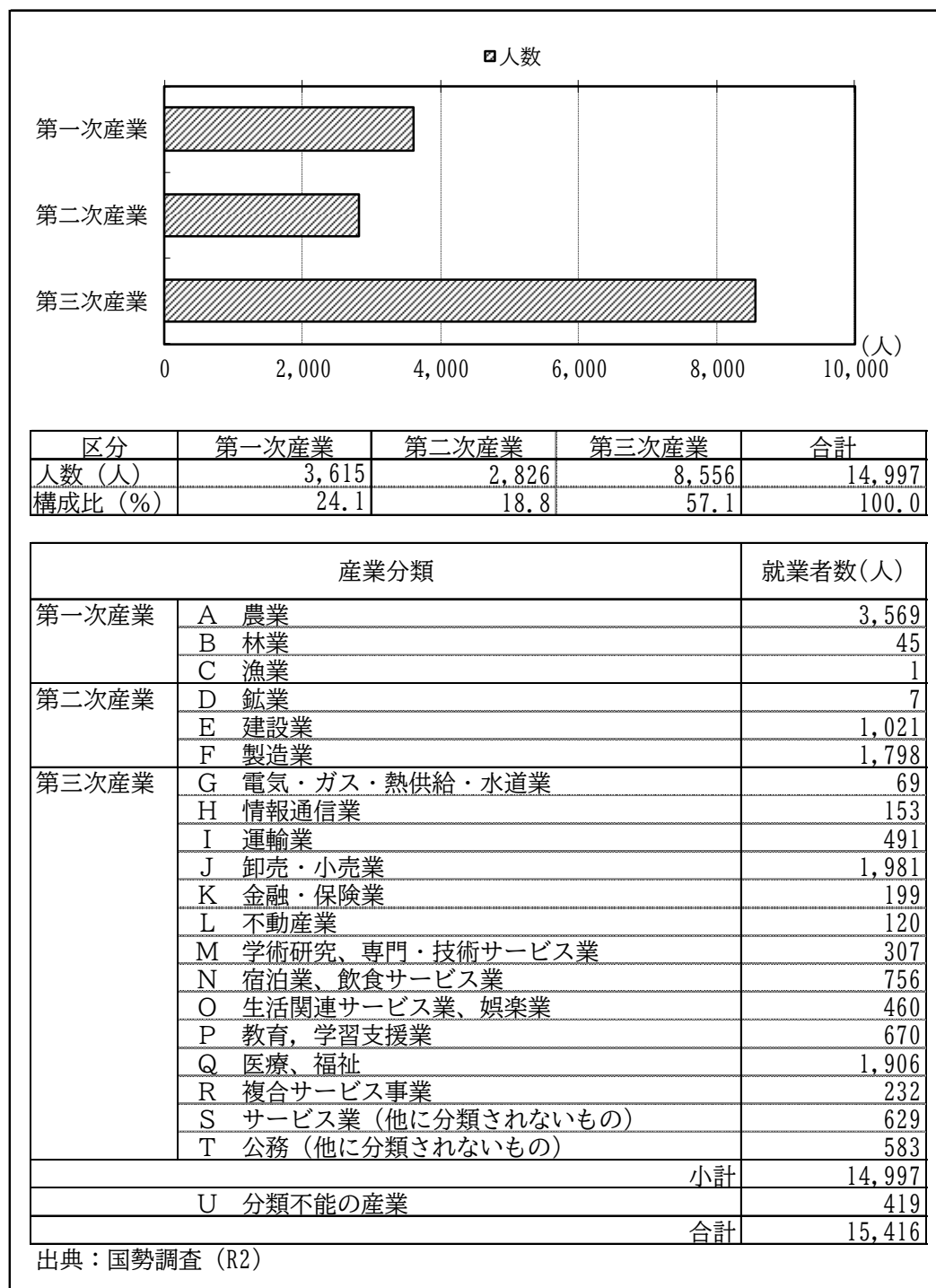


図1-5 産業別就業者数

## 2) 産業の概要

本市の産業の概要を図 1-6 に示します。

農業粗生産額は、1,914,000 万円であり、主な生産品は果実です。

製造品出荷額は、3,212,054 万円であり、商品販売額は、3,860,800 万円となっています。

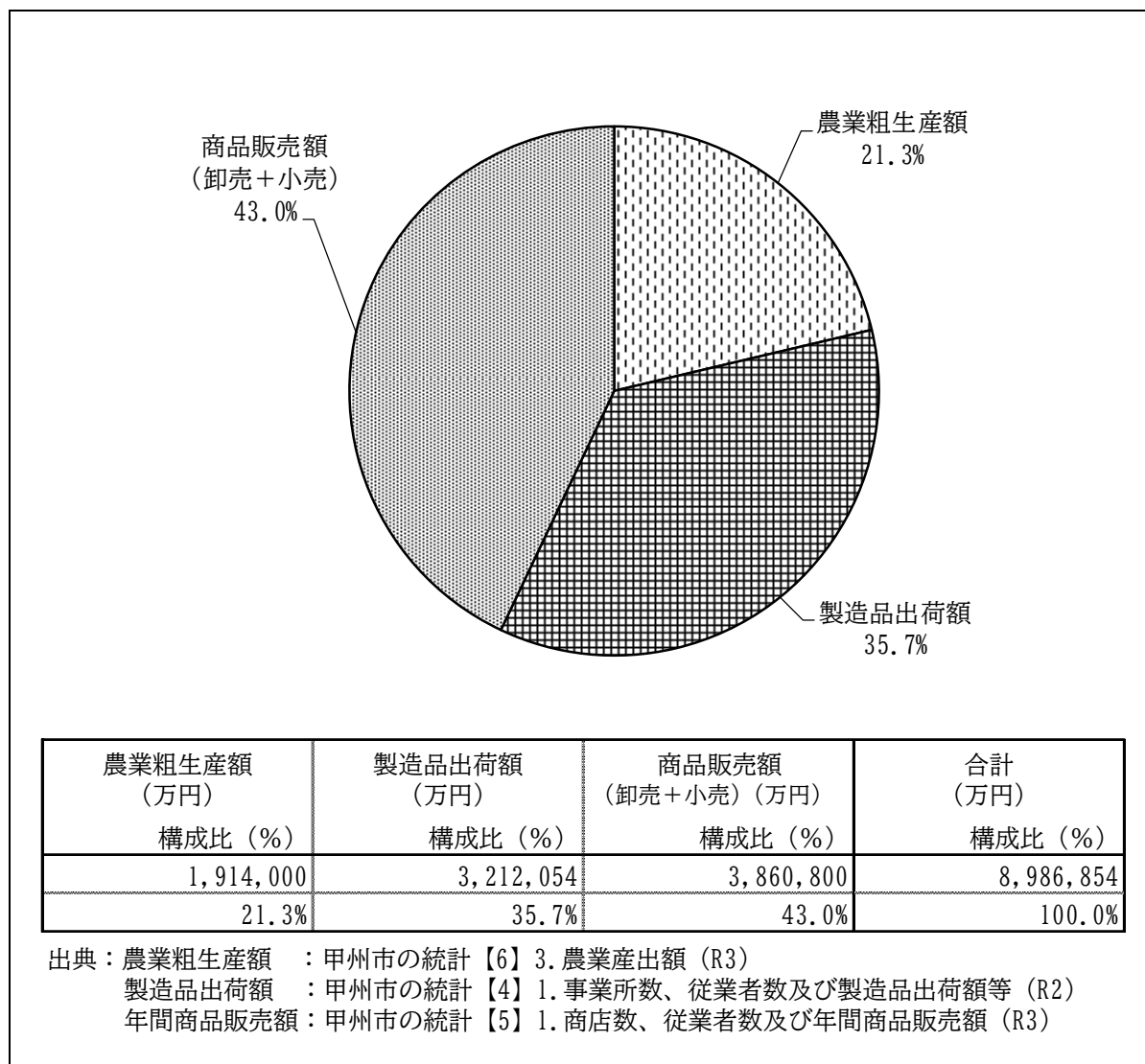


図 1-6 産業の概要

## 5. 交通

本市の主要交通網を図 1-7 に示します。

鉄道は、JR 中央線が本市南部を東西方向に走っており、本市内には塩山駅、勝沼ぶどう郷駅、甲斐大和駅の 3 駅があります。

道路網は、本市南部を東西方向に国道 20 号（甲州街道）、南北方向へは国道 411 号が走っています。また県道が、東西方向に塩山停車場大菩薩嶺線、南北方向には西側から順に下荻原三日市場線、平沢千野線、大菩薩初鹿野線が走り、市北部には深沢等々力線、日影笹子線が走っています。本市内に中央自動車道勝沼インターチェンジがあります。

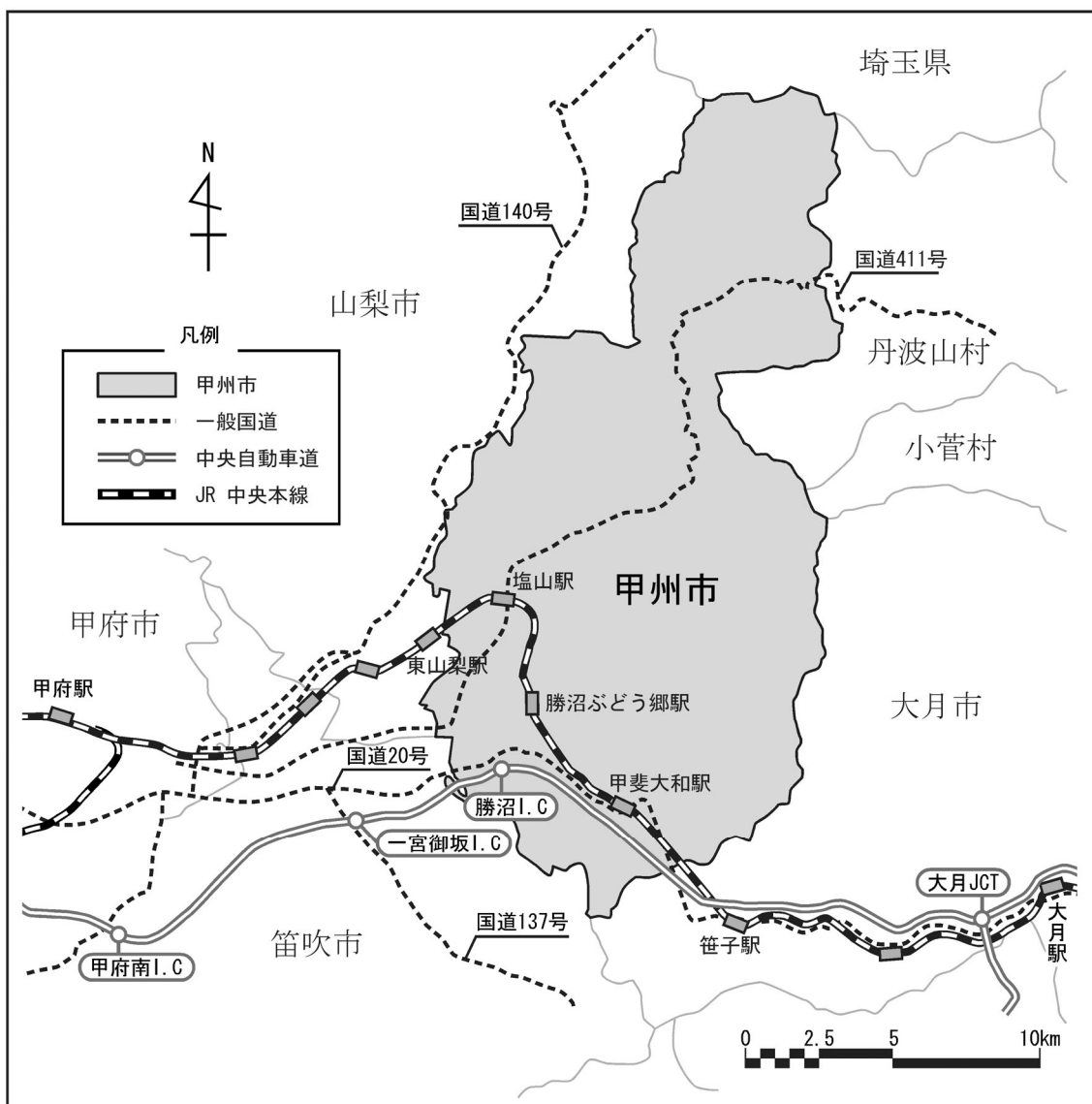


図 1-7 主要な交通網（第 1 部 第 1 章 図 1-2 の再掲）

## 6. 土地利用

### 1) 地目別土地利用

本市の地目別土地利用状況を図 1-8 に示します。

本市の総面積 264.11km<sup>2</sup> のうち、山林がもっとも多く 153.54km<sup>2</sup> と全体の 58.3% を占め、次いで畑が 24.69km<sup>2</sup> と 9.3% を占めています。

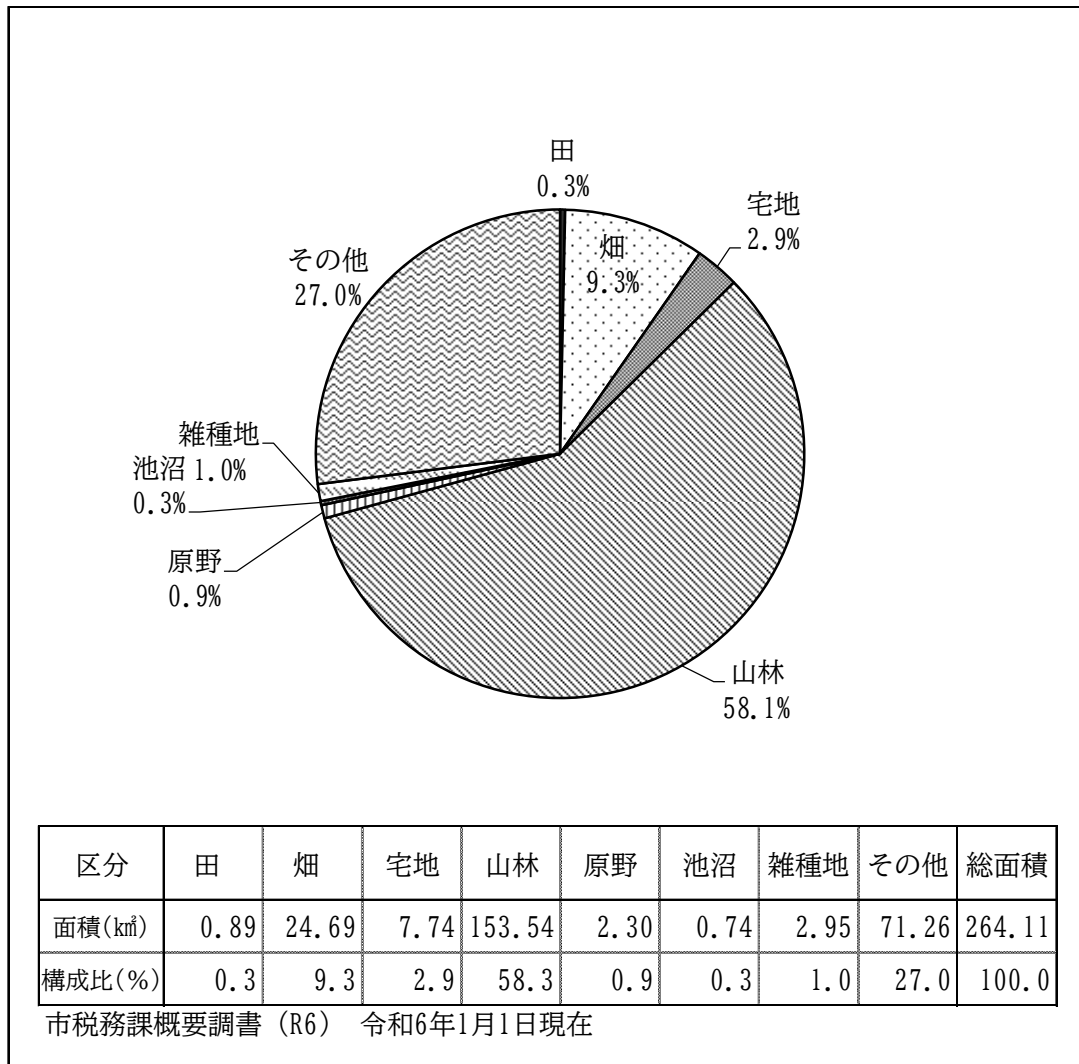


図 1-8 土地利用の状況

## 2) 都市計画法に基づく用途地域の指定状況

用途地域の指定状況を図 1-9 に示します。

全体の約 93% を住居系の用途地域が、約 7% 弱を商業系が占めています。

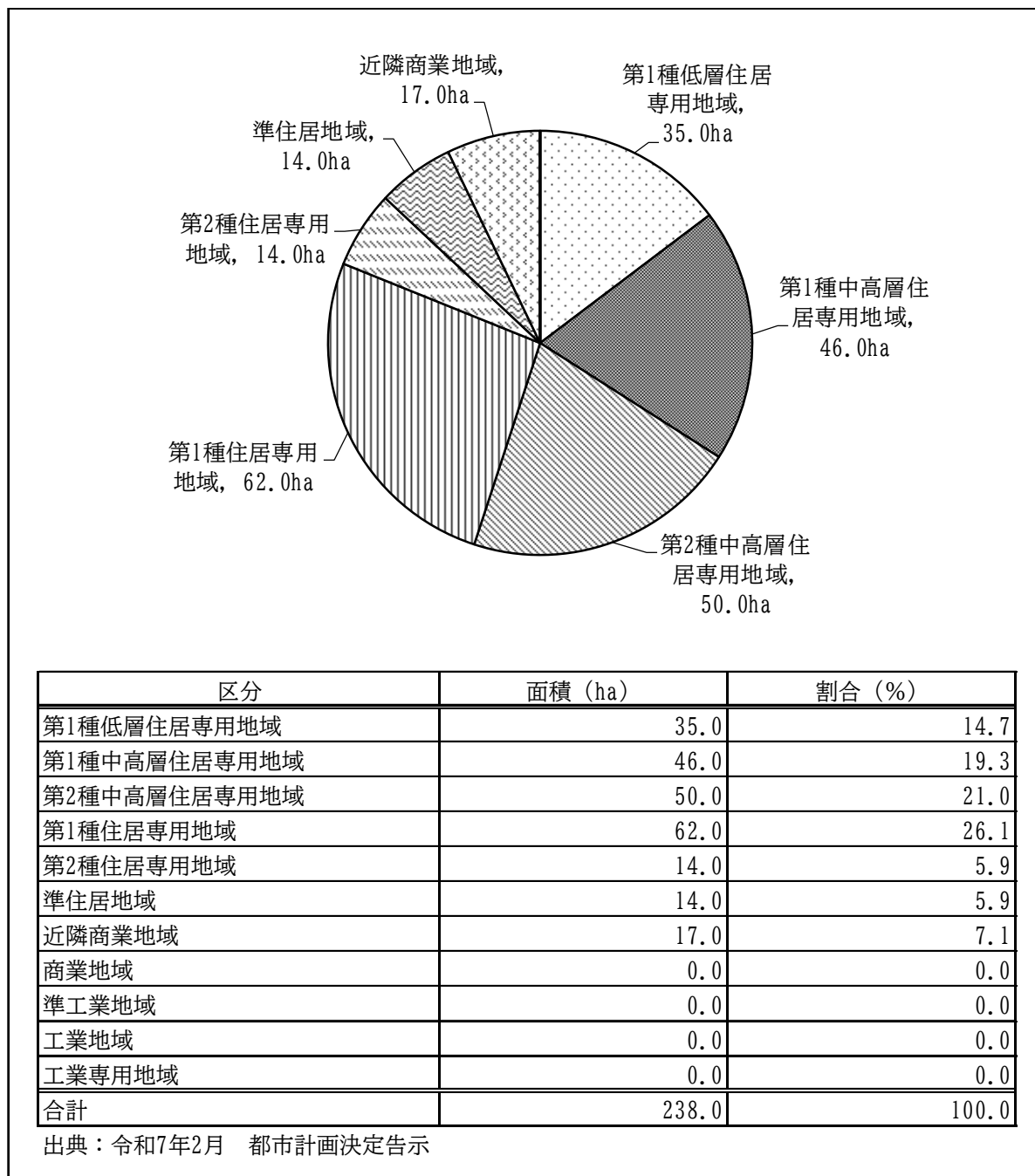


図 1-9 用途地域指定状況